

令和6年度 第2期君津市子ども・子育て支援計画 事業評価

令和6年度目標達成度(4段階評価)
【達成度】A…予定通り実施(100%以上)
C…予定の半分程度実施(50～80%未満)
B…概ね予定通り実施(80～100%未満)
D…予定の半分未満実施(50%未満)

資料1-1

計画 No	事業名等	第2期計画の事業内容 (令和2年度～令和6年度)	担当部署	令和6年度				備考	
				取組目標	実績・到達状況	事業評価	達成度		
1 みんなで子育てによりそい、ささえるまちづくり									
(1) 情報提供・相談体制の充実									
1	こども家庭相談室の充実	子育て支援に関する相談の総合的な窓口機関。引き続き、関係部局や保育園、子育て支援センター等との連携を図り、子育てに関する相談及び助言、積極的な情報提供を行い、こども家庭相談室に気軽に相談できる体制をつくる。	こども家庭センター	こども家庭センターとしての機能を高め、関係機関との連携を図り、子育てに関する相談及び助言、情報提供等支援を行う。また、要保護児童等の支援にあたっては令和6年4月1日施行の改正児童福祉法で義務化された、支援の必要度の高い妊産婦・こども及びその家庭とともに作成する「サポートプラン」を積極的に活用する。	これまで母子保健部門と児童福祉部門のそれぞれで受けていた妊娠期から出産、育児の相談について、こども家庭センターの窓口を一本化し関係機関とも連携することで、効率的で迅速な支援を行うことができている。支援の必要度の高い相談支援家庭に対するアプローチとして、サポートプランを活用することで、より適切な支援に繋がられている。児童家庭相談件数実数：1,916件(延べ6,643件)、うち新規児童虐待相談件数224件	適正に対応できている。相談ケースの複雑化・多様化に加え、外国籍の困難家庭も増加しているため、今後も経験の浅い職員に対するスキルアップ研修の参加や近隣市との取組状況の共有を図る。	A		
2	子育て支援関連ホームページの運営	各種子育て支援サービスが利用者に十分に周知されるよう、保育園や幼稚園、医療関係の情報や、子育て支援施策・事業、各種助成制度の紹介など、市ホームページのサブサイトや母子手帳アプリ「つみき」の情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。関係各課が連携を図り、利用しやすい構成にするとともに、最新情報の提供に努める。	こども政策課	インターネットを活用した情報発信を充実させ、子育て世帯が必要な情報を即座に、効率的に発信する。	各種SNS、市ホームページ、母子手帳アプリ「つみき」など、デジタルツールの活用のほか、「子育て通信誌」を毎月発行するなど、さまざまな媒体を通じて、子育て家庭への情報発信に努めた。	子育て世代が利用頻度の高い媒体を把握し、効率的な情報発信に努めた。	B		
3	育児相談体制の充実	こども政策課及びこども家庭相談室だけでなく、地域子育て支援センターや保育園・幼稚園での育児相談の実施を継続し、地域での身近な相談窓口機能の充実を図り、子育てに関する様々な悩みの解消のため、相談や助言を行う。	こども家庭センター	保育園・幼稚園、子育て支援センターなどの関係機関との情報共有を図るほか、障がい者支援事業者等との連携も強化し、リスクの高いこども及びその家庭について、漏れのない支援を行う。	保育園や子育て支援センター、公民館事業など、関係機関から提供された心配な家庭・児童等の情報を共有するとともに、要保護児童に対しては、保育園や学校等へのモニタリングを依頼し、漏れの無い適切な支援を実施している。	適正に対応できている。今後も関係機関との連携強化を図り、漏れの無い相談支援を行う。	A		
4	子育て情報の提供	妊娠・出産から小中学校までの子育てに関する情報やアドバイス、子育て中の親子を対象とした事業などを紹介する冊子として「子育て情報誌」を発行する。より見やすく、分かりやすい冊子とするため毎年、掲載内容を見直しするなど内容の充実を図る。各種相談窓口の案内や、定期健康診査の日程、保育園・幼稚園などの行事予定や、公民館・図書館活動などの子育てに関するさまざまな情報を紹介する「子育て通信」を毎月発行する。	こども家庭センター	子育てに関する情報を、市ホームページや情報誌、地域のネット掲示板などの媒体で発信する中で、わかりやすさ・見やすさなどを意識した原稿づくりに努める。	ホームページの適正管理（最新情報の更新・表現の見直し等）を実施した。月初めに子育て通信を発行（市ホームページへの掲載のほか、こども家庭センターや各公民館での窓口配布、幼児健診事業やあかちゃん応援バック事業の対象者等へ配布）。提供にあたり、新たな情報や有益性を意識し、関係機関から常に最新情報を入手し提供している。	適正に対応できている。今後も最新かつ子育て世帯に有益な情報を、視認性も考慮し発信する。	A		
(2) 教育・保育サービスの充実									
5	施設型給付によるサービス提供(認定こども園)	就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する。公立のこども園として、保育枠を維持しながら、幼稚園枠(様々な理由により、私立幼稚園等に入園できない子どもの受け皿としてセーフティネット)を提供する。また、私立幼稚園等関係機関と連携し、導入について協議する。	保育課	引き続き、教育・保育の一体的な提供及びセーフティネットとしての役割を果たす。また、私立幼稚園等関係機関と連携を図る。	令和7年4月公立こども園（幼稚園枠）新規入園児童数 人見こども園：4歳児1名、5歳児1名 清和こども園：3歳児2名	公立のこども園（人見こども園・清和こども園）として、保育枠を維持しながら、幼稚園枠を提供することができた。	A		
6	施設型給付によるサービス提供(幼稚園)	幼児期にふさわしい生活・遊びを通して「生きる力」の基礎を育てる保育の充実に努め、家庭や地域と十分連携し、幼稚園としての機能を生かした子育て支援の充実に努める。	保育課	引き続き利用者のニーズに応じた給付を行うとともに、市内の未移行幼稚園の意向を把握し、移行支援を行う。	令和6年度から市外の新制度に移行した幼稚園に在籍する本市の児童はいなかった。 市内の未移行幼稚園の意向調査を行った。	市内の未移行幼稚園について、意向を把握することができた。	A		
7	施設型給付によるサービス提供(保育園)	保護者の労働または疾病等により、保育を必要とする場合に、保護者に代わり保育園での保育を行う。保育サービスを充実させるため、施設や保育士の配置等の整備を行い、保育ニーズに対応する。また、受け入れ体制の強化を図り、待機児童の解消を目指す。	保育課	新たに令和7年4月開園の小規模保育事業所を誘致し、さらなる受け皿の確保を進めている。次年度以降も継続して待機児童ゼロを目指す。	小規模保育園の公募を行い、新たに令和7年4月からキッズハウスつきの森が開園した。令和7年4月1日時点の待機児童は、令和6年度に引き続きゼロにすることができた。	施設整備の推進や保育士確保支援により、保護者の保育ニーズに対応することができた。	A		
8	保育園施設整備事業	多様化する保育ニーズに対応し、将来にわたって良質な保育の提供を安定的に行うため、公立保育園と民間保育園のバランスのとれた施設整備を推進するという視点で、保育環境整備の全体像を示し、各保育園の具体的な整備方法を検討していく。	保育課	引き続き、中保育園、小糸保育園については、統合による建替え、他の公共施設との複合整備に向けて、関係部署と協議を行いながら、整備方針を検討する。	公民館等再整備基本計画に基づき、保護者への利用者ニーズアンケートや民間活力の導入可能性調査（保育事業者サウンディング調査）を行った。	保護者からのニーズや民間活力の導入について、事業者からの意見を把握することができた。	B		
9	民間保育園の運営支援	延長保育や産休明け保育等の特別な保育事業について支援する。また、連携を強化し情報の共有や保育のあり方について協議し、子育て支援の充実を図る。	保育課	引き続き、国・県の補助事業を活用する。また、民間保育園のニーズに沿った補助メニューを把握することで、一層の子育て支援の充実を目指す。	国・県の補助事業を活用し、民間保育園の運営支援を行った。	民間保育園がどのような支援を求めているのか把握に努めるとともに、今後も国・県の補助事業を活用して支援を行う。	A		
10	地域型保育事業によるサービス提供(家庭的保育事業)	市の状況を鑑み、主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行う事業(いわゆる「保育ママ」)について、導入を検討していく。	保育課	令和6年度以降も引き続き新規参入を検討している事業者に対しては、事業開設に向けた助言等を実施し、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。	令和6年度に事業者からの問い合わせはなく、事業の開始はなかった。	令和6年度は新規参入となる事業者はいなかったが、来年度以降も引き続き新規参入を検討している事業者に対しては、事業開設に向けた助言等を実施し、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。	A		

令和6年度 第2期君津市子ども・子育て支援計画 事業評価

令和6年度目標達成度(4段階評価)
【達成度】A…予定通り実施(100%以上)
C…予定の半分程度実施(50～80%未満)
B…概ね予定通り実施(80～100%未満)
D…予定の半分未満実施(50%未満)

資料1-1

計画No	事業名等	第2期計画の事業内容 (令和2年度～令和6年度)	担当部署	令和6年度				備考
				取組目標	実績・到達状況	事業評価	達成度	
11	地域型保育事業によるサービス提供(事業所内保育)	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。企業と連携を図り、導入について検討していく。	保育課	令和6年度以降も引き続き新規参入を検討している事業者に対しては、事業開設に向けた助言等を実施し、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。	令和6年度に事業者からの問い合わせはなく、事業の開始はなかった。	令和6年度は新規参入となる事業者はいなかったが、来年度以降も引き続き新規参入を検討している事業者に対しては、事業開設に向けた助言等を実施し、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。	A	
12	地域型保育事業によるサービス提供(小規模保育)	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。また、待機児童や保育ニーズを勘案しながら、増設に向け検討していく。	保育課	年間を通しての待機児童解消を目指し、小規模保育園の整備・運営する事業者を公募する。	小規模保育園の公募を行い、新たに令和7年4月からキッズハウスつきの森が開園した。	新たに1園開設することができ、保育提供体制の拡大が行えた。	A	
13	地域型保育事業によるサービス提供(居宅訪問型保育)	市の状況を鑑み。障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業について、導入を検討していく。	保育課	令和6年度以降も引き続き新規参入を検討している事業者に対しては、事業開設に向けた助言等を実施し、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。	令和6年度に事業者からの問い合わせはなく、事業の開始はなかった。	令和6年度は新規参入となる事業者はいなかったが、来年度以降も引き続き新規参入を検討している事業者に対しては、事業開設に向けた助言等を実施し、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。	A	
(3) 子育て支援事業の充実								
14	時間外保育事業(延長保育)	保護者の就労形態や家庭の事情等により、標準の保育時間(7時～18時まで)を超えて保育を必要とする子どもについて、平日7時から19時(1園のみ20時)までの12時間保育を実施している。また、現在5園で土曜延長保育を実施している。利用ニーズが高いことから、事業の継続及び拡大を検討する。	保育課	引き続き、保護者の就労形態や家庭事情等を考慮した時間外保育の実施ができるよう努めていく。	公立施設は全園平日7時から19時までの保育を実施、土曜延長保育については、7園中5園で19時までの保育を継続して実施した。なお、土曜延長保育を実施していない施設に在籍している児童も、保護者の希望があれば、実施している施設での合同保育を行っており、どの施設に在籍している児童も、必要に応じて利用できる状況となっていた。保護者の就労状況及び利用希望時間の意向を把握し、実態に適した受け入れを行った。	土曜日の合同保育実施により、限られた人員の中で安定した保育を提供することができた。	B	
15	一時預かり保育事業	保護者の断続的・短時間就労や傷病、冠婚葬祭、育児疲れの解消等の通常保育では対象とならない場合に、保育園で一時的に保育を行う。保育ニーズに対応するため、実施園の拡充を視野に入れた保育環境を整備していく。	保育課	引き続き、保護者が利用しやすいような環境整備を構築できるよう努める。	みふねの里保育園、清和こども園で一時保育事業を開始した。	実施箇所数の拡大に伴い保護者が利用しやすい環境を整備できた。	A	
16	休日保育事業	日曜日・祝日に保育を行う事業。子育てのあり方、雇用形態の多様化を踏まえて、実施園の拡充を視野に入れた保育環境を整備していく。	保育課	保護者の就労形態の多様化に伴う休日の保育需要に対応していくため、事業の周知方法等について検討していく。	対象者である在園児童に向けて周知を行うことができた。 利用人数：51人(延べ)	休日就労の保護者ニーズに応じて、休日に保育を実施することができた。	A	
17	病児・病後児保育事業	保育園や幼稚園、小学校に通う子どもが病気の回復期にあり、保育園等に預けることができない場合で、保護者の勤務の都合、傷病、出産などの理由により家庭での育児が困難な場合に、専用施設で一時的に保育をすることにより、仕事と子育ての両立を支援する。	保育課	引き続き、ちらし配布や巡回支援による事業の周知に努めるとともに、保護者が利用しやすい事業となるようアンケート等を通じて課題を整理する。	利用者数実績：延べ208人 施設作成のほけんだよりの配布(保育園) 巡回支援実績：3回/年 ※令和3年度から実施	令和6年度の延べ利用者数は208人で、月平均利用者数は17.3人と昨年度と比較し増加している。 令和5年度延べ利用者数：143人 令和5年度月平均利用者数：11.9人 利用者へのアンケートを実施してニーズを探り、引き続き事業の周知を継続する。	B	
18	ファミリー・サポート・センター事業	子どもを預かってほしい会員に対し、育児を応援したい会員を紹介し、会員相互の援助活動を支援する。保育園・放課後児童クラブ等の開始前や終了後、冠婚葬祭、リフレッシュなど、仕事と子育ての両立や育児疲れの解消等と地域コミュニティの向上を図る。会員数の拡大に向けた啓発活動や、より利用しやすい体制整備を行う。	こども家庭センター	事業の活性化策として、引き続き「ちょこっと預かりサービス」を継続するほか、公共施設等を利用した預かり場所の提供等の試みを実践する。	市の施設(生涯学習交流センターなどの君津地区の一部施設)を活用した預かり場所を確保し、利用促進を図った。保健福祉センター内で、月1回、お子さんを少しの時間預かりする「ちょこっと預かりサービス」において、利用会員のお試し体験に加え、児童の預かりに不安を感じる協力会員の研修機会としても積極的に活用した。会員登録の更新や「ちょこっと預かりサービス」の申込など、QRコードや電子メールなど、デジタルツールの活用を推進し、利用者の利便性向上を図った。 実績(利用330件・323時間 利用会員322名、協力会員39名、両方会員23名、その他4名 計388名)	様々な試みを行っているが、預かり手不足と利用の地域格差の解消には至っていない。今後は、協力会員確保のため、預かり場所として利用できる市施設の拡大(小糸・清和・小櫃・上総の各公民館等)や福祉等にかかる事業運営者や関係機関などへの周知・働きかけを継続する。	B	
19	子だから祝金給付事業	本市に1年以上住んでいる保護者に、第3子以降の出生に対して3万円の祝い金を支給する。より効果的な、少子化対策や定住促進につながるような検討していく。	こども政策課					事業廃止 →アウトリーチ型支援として「きみつ赤ちゃん応援バック事業」を開始

令和6年度 第2期君津市子ども・子育て支援計画 事業評価

令和6年度目標達成度(4段階評価)
【達成度】A…予定通り実施(100%以上)
C…予定の半分程度実施(50～80%未満)
B…概ね予定通り実施(80～100%未満)
D…予定の半分未満実施(50%未満)

資料1-1

計画 No	事業名等	第2期計画の事業内容 (令和2年度～令和6年度)	担当部署	令和6年度				備考
				取組目標	実績・到達状況	事業評価	達成度	
20	児童手当給付事業	児童を養育している人に手当てを支給することにより、生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成及び資質向上を目的とする。	こども政策課	今後も、規定により手当てを支給することで、生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成及び資質向上を図っていく。	年間延べ児童数:90,406人 年間支払額:1,065,825,000円	業務内容・方針は、当初計画通り実施できた。	A	
21	認可外保育施設利用者補助金	認可外保育施設を利用している市民税課税世帯の3歳未満の乳幼児の保護者に対して保育料等の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減する。	保育課	引き続き、認可外保育施設を利用している市民税課税世帯の3歳未満の乳幼児の保護者に対して保育料等の一部を助成し経済的負担の軽減を図りつつ、利用者数の減少を踏まえ、将来的な廃止も検討する。	昨年度に比べ、認可外保育施設の利用者が増え、補助金額が増額となった。 (令和6年度実績)実人数 対象児童数：4人(延べ34月) 補助額：512,200円	待機児童の多い低年齢児を対象に補助を行うことで、保育園等に入園できない等の理由により認可外保育施設を利用している家庭の経済的負担を軽減した。	A	
22	母子・父子自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等を対象にその自立や生活の向上に必要な情報提供、相談指導等の支援を行う。 DV被害に係る相談や助言等、被害者の救済及び支援を行う。	こども家庭センター	福祉相談支援センター(旧 生活自立支援センター)等と連携し、ひとり親家庭の自立を支援するとともに、DVや離婚相談などについても相談者の意思を尊重し、関係機関と連携した適切な支援を行う。ひとり親家庭の支援では、既存の自立支援給付金のほか、令和6年度から実施の「養育費に関する公正証書等作成促進補助事業」を積極的に活用する。	ひとり親家庭等に対し、自立や生活向上に必要な情報の提供と相談指導等を実施した。(高等職業訓練促進給付金5件、自立支援教育訓練給付金1件、養育費に関する公正証書等作成促進補助金1件) DVを含む困難な問題を抱える女性に対し、他機関と連携した適切な支援を実施した。(新規相談件数134件、うちDV相談20件)	適正に対応できているが、相談ケースの複雑化・多様化に加え、外国籍の困難家庭も増加しており、今後もスキルアップ研修の参加や近隣市との取組状況の共有を図る。	A	
23	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所を提供するとともに、子育てについての情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。	生涯学習文化課	月平均100組以上(年間1400組)の利用者維持を目指す。 引き続き、関連部局との連携を深め、環境整備及び子育て支援事業を行う。	子育て家庭に対し、育児についての相談、指導、交流の場を提供した。 年間利用者数 君津市子育て支援センター：16,016人 小櫃保育園コアラルーム：684人 君津保育園はっぴー：3,608人 宮下どろんこ保育園ちきんえっぐ：1,272人 内真輪どろんこ保育園ちきんえっぐ：728人	みふねの里保育園への機能移転により、現在のサービスの質を維持しつつ、いっそう充実した相談支援体制を構築し、利用者の増加を図る必要がある。	A	
23	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所を提供するとともに、子育てについての情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。	保育課	君津市子育て支援センターが拠点を移し、みふねの里子育て支援センターとして開所した。職員の研修参加や利用者ニーズの把握により支援センターの充実を図るとともに、イベント等を周知することで利用人数の増加に努める。	令和6年4月に、みふねの里子育て支援センターと、スキップ子育て支援センターが開所した。 令和6年度実績(延べ) 11,069組、25,521人	新規の子育て支援センターが開所し、子育てに関する相談を受けたり、各種イベントを開催したりすることで、孤立しがちな保護者の不安や負担を軽減することができた。	A	
24	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。	保育課	引き続き、副食材料費に要する費用を補助しつつ、他の費用の助成について、金額や必要性等を検討していく。	新制度未移行幼稚園を利用する低所得者世帯等の子ども保護者に対して副食材料費に要する費用を補助した。 (令和6年度実績)実人数 対象児童数：31人／補助額：806,496円	新制度未移行幼稚園を利用する低所得者世帯等の子どもの保護者に対して副食材料費に要する費用を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減することができた。	A	
25	多様な主体の参入促進事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用の補助について、検討していく。	保育課	新規参入事業者や民間事業者から申し出があった場合、相談等を受け調査検討していく。	令和6年度は申し出はなかった。	引き続き、事業者から申し出があった場合は、相談等を受け調査検討していく。	A	
26	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。(ショートステイ事業及びトワイライツステイ事業)	こども家庭センター	本事業の周知・啓発に努めるとともに、新たな受け入れ施設の開拓に努める。	ショートステイは、年度計画量(ショートステイ28泊、トワイライツステイ6回)を上回る利用実績となった。 ショートステイ：53泊、利用8人 トワイライツステイ：4回、利用4人	適正に対応できている。利用希望者に対して受入が出来ていないケースがあるため、引き続き受入施設の開拓に努める。	A	

計画 No	事業名等	第2期計画の事業内容 (令和2年度～令和6年度)	担当部署	令和6年度				備考
				取組目標	実績・到達状況	事業評価	達成度	
27	利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦が、認定こども園・幼稚園・保育園での教育・保育や一時預かり保育などの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報の提供や相談・助言を行うなど利用者支援を図る。 関係機関との連絡調整、連携を強化し、支援体制を整備する。	保育課	引き続き、妊娠・出産・子育ての各期において、切れ目のない支援となるよう適切な情報提供及び相談対応を行う。	各家庭のニーズを把握し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行った。	保護者が適切な保育サービスを選び利用できるよう支援し、子育ての不安軽減や早期支援につなげることができた。	B	
28	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	こども家庭センター	訪問事業の中で、子育て支援に関する情報提供等と親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。	乳児全戸訪問対象者数：376 4か月未満面接数：369(97.9%) 4か月以降面接数：4 (低出生体重児等長期入院) 長期入院中（母のみ面接）：2 出生後すぐ転出：1	事情により早期に対面できない家庭には電話や医療機関等からの情報等により必要な情報提供や助言を実施することができている。また、継続支援が必要な家庭については、こども家庭センターの事業等を活用し、適切に対応している。	A	
(4) 地域子育て力の向上								
29	家庭教育学級の充実	子育てに関するテーマだけでなく、家庭を取り巻く地域の課題や社会状況について、仲間づくりを行う中で自ら成長できる場として、家庭教育学級の充実、拡充に努める。また小さな子をもつ親が安心して学ぶことができるよう、学級開催中の保育についても配慮する。子育ての技術や方法を学ぶだけでなく、親の主体的な学びと親同士の学び合いを通じて親自身も成長できる場となるよう、準備会や学級運営を行う。	生涯学習文化課	地域の家庭教育推進のため、より多くの人に学習機会が提供できるよう工夫しながら、家庭教育学級及び関連事業を開催していく。 目標：延90回、1,400人	市内公民館及び生涯学習交流センターで家庭教育関連事業に取り組んだ。 実績：延べ109回、1,744人	社会の状況や人々の暮らし方の変化も相まって、「家庭教育学級」の実施が困難な状況になりつつある中、講演会形式やサロン形式など、多様な方法により、家庭教育関連事業を展開している。このような背景のもと、のべ実施回数及び述べ参加人数は目標値を上回る結果となった。	A	
30	保育園・こども園の園庭開放	地域において身近な保育園・こども園の園庭を開放(平日9時30分～11時、15時～16時)し、未就園の子どもと同年代の在園児との交流の場や、育児の悩み等を気軽に相談ができる場を提供する。	保育課	園での生活を把握してもらい、入園前と入園後のギャップを解消するとともに、育児相談を通じて子育てに関する不安や負担の軽減を図る。	全ての公立保育園で園庭開放を実施し、施設的环境や保育内容を利用者に知ってもらうことができた。	地域の子育て家庭に遊び場を提供し、子どもの成長と保護者の育児支援、保育園との交流を図ることができた。	A	
31	子どもの遊び場管理事業	近隣に公園等の遊び場がない地域に子どもの遊び場を設置し、安全に遊べる環境を提供する。 引き続き、地域の子どもが安心して利用できるよう安全管理を図る。	こども政策課	地域の子どもが安心して、楽しく過ごせる居場所となるよう、遊具等の点検や環境整備に努める。	現地確認や地域の要望をもとに、草刈りや樹木伐採を実施し、安全な居場所のため環境整備を行った。	業務内容・方針は、当初計画を維持している。	A	
32	地域住民と子どもとのふれあい機会の創出	七夕や運動会などの保育園行事に地域の高齢者の招待、地域の季節行事や敬老会への参加、施設訪問などにより、世代間の交流を図る。また、未就園児や小学生を招き、異年齢児との交流活動を行う。 地域に開けた保育園運営を目指し、情報の発信や地域社会との交流のあり方を検討する。	保育課	引き続き、園行事や地域の行事を通して地域との交流を深めていく。地域の様々な人と触れ合う中で、子どもが人との関わり方を知り、地域に親しみをもつ機会とする。	地域の文化祭や敬老会への参加、行事を通した高齢者との触れ合い、小学校行事への参加、授業見学、職場体験や家庭科実習の受入れによる中高生との交流などを行った。	コロナ禍前と同じ状況までは戻っていないが、地域との交流方法を模索し、新たな交流行事の取組も始まっている。	B	
33	学校教育ボランティア活用事業	学校が希望する教育ボランティアの内容に基づき、地域の人材が有する知識や経験を学校教育活動に活かすために、地域の方々を君津さわやかスクールボランティアとして登録し、教育活動への支援をしていただけるような事業を展開する。特に安全に関わるボランティア登録を推進する。	教育センター	各学校の実態に合わせ、ボランティア活動を振り返りながら、子どもの豊かな学びにつながるように効果的な活用を引き続き工夫する。	令和6年度は、ボランティア登録者708名、活動日数1794日、延べ活動人数は8880人であった。登下校安全指導や、図書関係、部活動指導補助など各学校の実態に応じた活動を行った。	登下校安全指導や、図書関係、部活動指導補助、環境整備、行事等の授業補助など、学校や地域の実態に合わせた活動をおこなっている。活動の幅も広がり、学校の姿を理解してもらうことで、開かれた学校づくりの推進につながっている。地域の専門的な知識や技能を持つ方の参画による活用事例の充実により、子どもの豊かな学びにつなげている。地域の協力を効果的に学校教育に生かせるよう、実態に即した活動計画が大切である。	B	

令和6年度 第2期君津市子ども・子育て支援計画 事業評価

令和6年度目標達成度(4段階評価)
【達成度】A…予定通り実施(100%以上)
C…予定の半分程度実施(50～80%未満)
B…概ね予定通り実施(80～100%未満)
D…予定の半分未満実施(50%未満)

資料1-1

計画No	事業名等	第2期計画の事業内容 (令和2年度～令和6年度)	担当部署	令和6年度				備考
				取組目標	実績・到達状況	事業評価	達成度	
34	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化を図り、地域での子育て相談や支援の充実、地域の実情把握を図る。	厚生課 (社会福祉協議会)	PRパンフレットを配布し、民生委員・児童委員、主任児童委員活動の周知を図る。1歳6か月健康診査において、民生委員・児童委員、主任児童委員のPR活動を実施し、子育てしている方へ直接声を掛け、相談支援の充実を図る。	地区によって異なるが、就学児健診や1歳児半健診でリーフレットを配布し、周知を図った。また、地区によっては、子育ての相談に対応した。	主任児童委員等が相談があった場合対応している。また、民生委員児童委員が、訪問して、相談できる機関に繋げている。	B	
2 すべての子どもが健やかに生まれ育つまちづくり (1) 保健体制の充実								
35	母子保健相談	母子健康手帳交付時に助産師または保健師が全妊婦と面接し、保健指導や母子保健事業の案内を行う。面接から得た情報をもとに、安心・安全な妊娠・出産・子育てに向けて個別支援プランを作成し、必要に応じた支援につなげていく。母乳相談をはじめ、妊産婦に対し、電話・来所・訪問等で相談に対応する。	こども家庭センター					事業統合 →計画No. 36と統合
36	子育て世代包括支援センター運営事業	子育て世代が安心して出産、子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたる相談窓口であるすこやか親子サポート「つみき」において、助産師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士の専門職が対応する。必要時は、関係機関と連携し切れ目のない支援を実施する。	こども家庭センター	これまで以上に各職種連携の強化を図り、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの一体的な支援を実施していく。引き続き、母子健康手帳交付時に、助産師または保健師が妊婦本人と面接を行い、母子保健サービスの案内や相談を行う。健康状態や出産・育児に係る環境等を確認し、リスクアセスメントを実施した上で、必要に応じて、関係機関と連携し、適切な支援につなげる。	妊娠届出者数：372人 妊婦面接者数：371人 ほぼ全数に面接実施（悪阻のため面接未1人、今後面接予定）し、リスクアセスメントやニーズの把握に努めた。 リスクアセスメント結果 ハイリスク妊婦：209人 特定妊婦：9人	必ず妊婦と直接助産師または保健師が面接を行うことで、健康状態や、出産育児に係る環境等を把握することができた。そのうえで、リスクアセスメントを行い、関係機関と連携し、適切な支援につなげることができた。	A	
37	産後ケアサービス事業	母の体調不良や育児不安、または家族から育児や家事の援助が得られない等の状況がある産後5か月未満の乳児と母を対象に、管内の協力医療機関において宿泊や日帰りにより心身の休養・育児相談等を行い支援する。	こども家庭センター	国の方針に基づき産後ケア事業の対象を拡大することにより、ケアを必要とする者が必要な時期に利用できるよう、妊娠期から周知に努め、産後の育児不安等の軽減を図ると共に、母の心身のケアを行い、安心して育児できるよう支援していく。	短期入所型：実人数17人、延人数18人、延日数59日 通所型：実人数14人、延人数26人 居宅訪問型：実人数25人、延人数53人	R6年度は産後ケア事業の対象者を拡大することにより、多くの方が特に医療機関での産後ケア事業を使用することにつながった。R7年度は更なる対象者の拡大と、短期入所型や通所型の受け皿の問題も検討していく必要がある。	A	
38	妊婦健康診査	妊婦健診の費用14回分を助成し、安全な妊娠・出産のため支援を強化していく。	こども家庭センター	妊婦健康診査の重要性を、母子健康手帳交付やパパママクラス等の機会に周知し、適正な受診へつなげる。また、多胎妊婦に対し5回分を上限に追加で受診券を交付し、安全な妊娠・出産を支援する。	助産師又は保健師が全妊婦に対し面接を実施し、妊婦健診の必要性を説明した。また必要時には医療機関と情報を共有、懸念のある妊婦には電話や面接、訪問にて状況把握や適宜受診勧奨を実施した。 妊婦健診受診者 実人数：605人、延人数：4,448回 多胎妊婦への追加交付数：7人	適正に対応できている。今後も関係機関との連携強化を図り、安全な出産ができるよう支援する。	A	
39	乳児健康診査	乳児健診の費用を生後3から6か月及び9から11か月に各1回助成し、子どもの健全な育成を支援する。	こども家庭センター	母子健康手帳交付、新生児訪問、すくすく赤ちゃん教室、育児相談等で乳児健康診査の必要性を説明し、受診率向上を図る。3～6か月児健康診査を未受診の者には、母子保健推進員により9～11か月児健康診査の受診勧奨を強化し受診率の向上につなげる。	母子健康手帳交付、新生児訪問、すくすく赤ちゃん教室、育児相談等で乳児健康診査の必要性を説明し、受診勧奨をした。3～6か月児健康診査を未受診の者には、母子保健推進員により9～11か月児健康診査の受診勧奨をした。 3～6か月児健康診査受診率：90.0％ 9～11か月児健康診査受診率：81.5％	9～11か月健診は受診率が低下しているが、医療管理により受診票を使用しない場合もあり、関係機関と適切な連携をし状況把握に努めている。	B	
40	1歳6か月児・3歳児健康診査	育児に関する保護者の気持ち等を表現できる項目を問診票に取り入れることで、発育発達の確認はもちろんのこと、育児不安や虐待の予防に対して取り組んでいく。また、未受診者に対しては通知や訪問にて受診勧奨・状況把握を確実にに行い、必要な支援につなげていく。 1歳6か月児健康診査：一般健康診査、歯科健康診査、保健指導、歯科指導・栄養指導を実施。 3歳児健康診査：一般健康診査、歯科健康診査、尿・視聴覚検査、保健指導、栄養指導の実施。	こども家庭センター	引き続き未受診者に対し、受診勧奨をし受診率の向上を図る。また、受診日の調整にLOGOフォーム等を活用することにより、市民の利便性を向上させる。	1歳6か月児健診：年18回実施／受診率96.3％ 3歳児健診：年19回実施／受診率94.9％	受診率は例年と同程度で推移しており、適正に対応できている。	A	
41	マタニティクラス	妊娠・出産・育児について、助産師を中心とした専門職が正しい知識や心構えなどの健康教育を実施するとともに、マタニティクラスが産後もつながる仲間づくりの場となるよう企画する。	こども家庭センター					事業統合 →計画No. 42と統合。R6からハローベビー教室を開始

計画No	事業名等	第2期計画の事業内容 (令和2年度～令和6年度)	担当部署	令和6年度				備考
				取組目標	実績・到達状況	事業評価	達成度	
42	パパママクラス	赤ちゃんの成長と妊婦の心身の変化の学習・妊婦体験等を行い、妊婦へのサポートについて考え、さらに子どもを迎えるための準備・親としての役割について、夫婦で考える機会を提供する。	こども家庭センター	引き続きマタニティクラスと統合したパパママクラスとして、妊婦とその家族へ広く参加を呼びかけ、参加しやすいよう日程を企画する。参加者が安心安全な出産・育児に向かえる様に支援すると共に、父の妊婦体験等の実施により、協働による子育ての意識醸成を図る。	ハローベビー教室（旧パパママクラス）実績 ①赤ちゃんのお世話編：集団15回・個別7回実施：137組参加（妊娠届出に対し36.5%） ②食事＆歯の健康編：集団4回実施 68組参加（BMI標準以上+希望者の152人に対し44.7%）	妊婦と家族を対象とするハローベビー教室に名称を変更し、初産婦を必須対象とし積極的な参加への促しを行った結果、全妊婦に対する参加率は34.7%から36.5%となった。また課題となっていたハイリスク妊婦へのスムーズな支援へとつなげることができた。	A	
43	母子保健推進員による活動	妊産婦や乳幼児等を対象に、訪問等にて母子保健情報の提供及び不安や質問の聞き取りを行い、必要に応じて地区担当保健師につなげていく。	こども家庭センター	引き続き、乳幼児健診未受診者への受診勧奨、転入者の予防接種手続きの案内等を行うなど、子育て家庭における母子保健の充実と育児不安等の解消に向け、アウトリーチ型支援を実施する。	依頼件数：72件／訪問実績：67件 訪問による顔を合わせた勧奨により、状況の把握がスムーズな上、実績も上がっている。	母子保健推進員は、丈夫な子供を生み、健やかに育てる運動を推進することを目的として昭和51年4月1日に条例を制定し、妊産婦・乳幼児に対し身近な相談役、行政とのパイプ役として訪問支援を実施してきた。母子保健をめぐる社会情勢が大きく変化し、様々な事業や支援が制度化されてきた。このような状況に鑑み、母子保健推進員の当初の目的は達成されたため、本事業はR7年度末で廃止することとした。	A	
(2) 子どもへの健康支援								
44	のびのび育児相談	助産師・保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談及び身体計測を実施する。保護者が身近に相談できる場として、また、保護者の交流の場となるよう市内2か所で実施する。	こども家庭センター	のびのび育児相談及びふたごちゃんひろばは、引き続き実施し、育児等に関する不安や課題が相談によって解決または軽減できる身近な場所としていく。また、こどもや保護者の交流の場となるよう実施する。	■ のびのび育児相談 保健福祉センター及び上総公民館 年18回実施：延べ932人（2歳以上も含む） 保健福祉センターでは読み聞かせボランティアに絵本の読み聞かせや遊びうたなどの紹介を実施。 ■ ふたごちゃんひろば 年3回開催、子育て世帯：延べ24組、妊娠中の世帯：延べ4組	母子の交流の場となるよう、会場のレイアウトは集団配置として実施した。子ども同士が興味を示すと保護者同士の会話につながる様子がみられ、交流が図られていると考える。R7年度はおらがわでの開催を企画し、地域資源の周知機会にもしていく。多胎児交流については参加しやすいように土曜開催を1回実施。多くの参加があり、参加者の満足度も高い。	A	
45	こどもの発達相談	からだや心の発達について、心理の専門家が個別に相談に応じる。	こども家庭センター	近年、こどもの発達に関する不安を持つ保護者が増加していることから、専門職の確保や他機関との連携により、こどもの発達にかかる相談支援体制の強化を図る。	外部の臨床心理士が実施する発達相談14回、 随時相談67回 実人数79人、延べ人数88人 幼児健康相談 保健師：42回 延べ227人 心理士：50回 延べ289人	個別相談では、外部心理士の予約がタイミングが合わず1～2か月先になる等予約がとりにくいことがあり、随時相談に偏ってしまうところがあった。幼児健康相談では、心理士と一緒に巡回することが増え、保育園等と連携する機会が増えた。	B	
46	幼児健康相談	保健師が市内の公立保育園に出向き、保育士とともに園児の健康と成長発達の情報交換・共有を行う。	こども家庭センター					事業統合 →計画No.45と統合
47	むし歯予防教室	幼稚園児、保育園児、2歳児とその保護者を対象に、むし歯予防の講話と歯磨き実習を実施する。	こども家庭センター	幼児期からのむし歯予防の認識が高くなるように、啓発に努める。	ピカピカ はみがき教室 5回 17組 園児むし歯予防教室 8園 231人	予定通りに教室を開催して、定期的な歯科受診の啓発も実施することができた。	B	
48	食育指導	小中学校の給食時間に学校を訪問し、献立について児童生徒の感想を聞いたり、喫食状況の確認、加えて地産地消など食に関する講義を行う。	学校給食共同調理場	調理場職員が給食時間に学校を訪問し、調理場の紹介や旬の食材の説明などを行う。	小学校11校：24回／中学校7校：21回	令和6年度は、給食時間に「給食についての紹介」や「地産地消」について学年に合わせた内容を説明し、全校を訪問することができた。	B	
48	食育指導	公立保育園において栄養士が「3つの食品群とその働き」や「食べ物や作ってくれた人への感謝の気持ち」等の食育指導をする。また、園内での調理体験や作物の収穫を通して、食への関心を高める。	保育課	栄養士が公立保育園等8園を巡回し、園児にむけて時季にあわせた食育指導を行う。(7園×11か月)	『3つの食品群とその働き』『手洗い』『食事マナー』等について紙芝居などの媒体を用いて食育指導を行った。 平均10.3回／園／年 延べ1,627人	栄養士による食指導や園内での調理体験や作物の収穫を通して、食への関心を高めることができた。	B	

計画 No	事業名等	第2期計画の事業内容 (令和2年度～令和6年度)	担当部署	令和6年度				備考
				取組目標	実績・到達状況	事業評価	達成度	
(3) 小児医療の充実								
49	小児医療体制の充実	年間を通じて定期的なNICU連絡会議に参加し、君津中央病院の新生児センター、周産期センター及び管内各市・健康センターとの連携を図る。在宅当番医は、引き続き医師会の協力のもとに、急病に備え対応する。広報・ホームページにて、日曜休日当番医の周知を行う。また、新生児訪問で、君津郡市夜間急病診療所のパンフレットを配布する。	健康スポーツ課	救急医療体制の整備を支援していく。	医師会の協力のもとに、休日、夜間等の急病に備え救急医療体制の維持に努めた。	4市で2か所以上の小児科医の当番医を配置する必要があるが、概ね達成できた。	B	
50	未熟児医療給付事業	出生児の体重が2,000g以下、又は生活力が特に弱い未熟児で、養育のために指定医療機関で入院が必要と認められる場合、その養育に必要な医療を助成。乳児の健康の保持及び増進を図るため、乳児に対する医療の措置を講じ、もって市民保健の向上を図る。	こども政策課	今後も事業を実施し、乳児の健康の保持及び増進を図っていく。	未熟児の医療費（保険診療分）を全額助成した。助成対象者14名（内2名は前年度より継続）	業務内容・方針は、当初計画通り実施できた。	A	
51	子ども医療費助成事業	子育て支援体制を充実させるため、保護者の経済的負担軽減と、子どもの保健対策を充実させる。また、少子化時代に対応した、更なる充実を図るため、対象年齢や自己負担金についても検討していく。	こども政策課	高校生年齢までの保険が適用する医療費(高額医療費は除く)を助成する。	高校生年齢までの保険が適用する医療費(高額医療費は除く) ・令和5年度 年間延べ支払い人数 135,896人 年間支払額 291,860,687円 ・令和6年度 年間延べ支払い人数 147,401人 年間支払額 312,495,018円	業務内容・方針は、当初計画通り実施できた。	A	
(4) 個別的な配慮が必要な子どもとその家庭への支援								
52	幼児ことばの相談	発達の遅れや難聴等により、ことばに問題を持っている幼児への「ことばの相談」や発達障害等により、発育や発達に遅れや問題を持っている就学児等の適正な療育を図る「療育支援事業」を行う。	こども家庭センター	言語や発達に心配のある児を対象に早期療育の場を確保し、就学に向けた支援を実施する。事業の実施をこども家庭センターに移管し、切れ目ない発達相談支援体制の構築を進める。	実人数190人、延べ回数880回 新規面接119件、療育591回、構音訓練229回、発達検査（所見含む）50回 作業療法（袖ヶ浦市の嬉泉にて実施）7回	幼児ことばの相談事業をR6年度からこども家庭センターで運営することで、健診や発達相談の情報共有を有効に行うことができ、切れ目のない発達相談支援体制の構築を進めることができた。	A	乳幼児期から就学期まで切れ目ない支援につなげるため、令和6年度よりこども家庭センターで事業を実施できるよう業務を移管した。
53	障害児保育事業	障害を有する就学前児童で、保護者の就労等の都合により家庭保育が困難な場合に、保育園において施設整備や受入体制を整え、集団保育を実施する。	保育課	積極的に障害児保育に関する研修に参加し、職員のスキルアップを図る。	保育士や看護師が医療的ケア児に関する研修会に参加し、医療的ケア児に対する理解を深め、実践的な知識を習得した。	障がいのある子どもを受け入れることで保護者の負担軽減につながった。	B	
54	特別支援教育推進事業	一人ひとりの支援ニーズに応じた教育の充実と推進を図る。 ①特別支援チームの学校派遣 ②ほほえみ相談室の運営 ③特別支援教育推進委員会の運営 ④生活体験指導員の配置	学校教育課	特別支援コーディネーター会議は年1回の開催だが、必要に応じて各校で共通理解が図れるよう情報発信をしていく。特別支援アドバイザー派遣や「ほほえみ相談」を実施し、専門的なアドバイスをしていく。特別支援教育に関する情報提供や研修会の充実を図る。	特別支援アドバイザーを延べ17回、幼稚園・保育園・小学校・中学校の要請に応じて派遣し、就学に関する専門的なアドバイスをすることができた。特別支援コーディネーター会議では、コーディネーターの役割や連携方法等、共通理解を図ることができた。きみつ子サポーターは全校に配置し、定期的な研修を実施して効果的な児童生徒のサポートができるようにしている。	特別支援学級数の増加に伴い、経験の浅い職員や、講師が担任を持つことが増えている。一人ひとりの支援ニーズに応じた教育の充実が図れるよう、効果的な研修を計画していきたい。特別支援アドバイザー派遣や、「ほほえみ相談」を実施し、本人や、保護者、担任に寄り添ったサポートを継続していきたい。	B	
55	障害児通所支援事業	就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」や重度の障害がある子どもについて、自宅を訪問して児童発達支援を行う「居宅型児童発達支援」、就学児等に放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障害児の自立を促進する「放課後等デイサービス」、保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を提供する「保育所等訪問支援」等を行う。	障がい福祉課	障害児の自立を促進できるよう、必要なサービスの提供を行う。	児童発達支援：147人 放課後等デイサービス：206人 保育所等訪問支援：22人 居宅訪問型児童発達支援：1人	申請に基づきサービスの提供を実施した。利用手続きや制度についての周知が進み、必要なサービスの提供と利用数の増加につながった。	A	

計画No	事業名等	第2期計画の事業内容 (令和2年度～令和6年度)	担当部署	令和6年度				備考
				取組目標	実績・到達状況	事業評価	達成度	
56	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭の自立のため、所得に応じて手当てを支給する。	こども政策課	今後も、規定により支給することで、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長と福祉の増進を図っていく。	規定により支給し、ひとり親家庭の福祉の増進を図った。 ・令和4年度 年度未受給者数 523人 年間支払額 278,879,800円 ・令和5年度 年度未受給者数 489人 年間支払額 260,424,660円 ・令和6年度 年度未受給者数 497人 年間支払額 261,753,190円	業務内容・方針は、当初計画通り実施できた。	A	
57	母子・父子自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等を対象に子の自立や生活の向上に必要な情報提供、相談指導等の支援を行う。 DV被害に係る相談や助言等、被害者の救済及び支援を行う。	こども家庭センター					事業統合 →計画No.22と統合 ひとり親家庭自立支援事業として実施
58	生活困窮世帯等学習支援事業	生活困窮世帯等の子どもに対して、学習支援、居場所の提供等を行うことで、学習意欲向上・習慣化・基礎学力向上を促して自ら学ぶ力を養うほか、日常生活習慣、社会性及び自己肯定感を育むとともに、就労に繋げ、子どもたちが家庭環境に関わらず、将来の希望を描くことができるよう支援する。	こども政策課	対象者の把握や制度周知に努めるとともに、学習支援を必要とする子どもの居場所づくりに取り組む。	ひとり親家庭等の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行った。 開催会場数：3会場 登録者数：37人(前年比+7人) 事業の周知チラシを作成して、学校を通じて対象者に啓発を行った。	各会場ごとの参加人数やアンケート結果などを勘案して、利用者にとってより有益な事業となるよう取り組んでいく。	A	
3 心身ともにたくましい子どもが育つまちづくり								
(1) 学校教育の充実								
59	英語教育推進事業	「世界を舞台に活躍できる君津っ子」の育成に向け、市内小・中学校における英語教育の充実を図る。君津市英語教育構想に基づき、授業改善、教材開発、行事の企画・運営に加え、外国人講師の配置や国際化推進コーディネーターの派遣等も推進する。	学校教育課	ALTと各学校の外国語担当の先生方が一緒に研修できる場を設けて、指導力向上を図る。イングリッシュ・デイ・キャンプや英検対策イベントの参加者を増やし、子どもたちが主体的に英語や英語圏の文化に触れる機会を提供していく。	外国語小中連絡協議会や様々な研修を通してALTと各学校の外国語担当の先生方の指導力向上を図ることができた。君津市独自の取り組みであるイングリッシュデイキャンプや英検対策イベントなどで、ALTを効果的に活用し、子どもたちが主体的に英語に触れる機会を提供することができた。	今後もALTの効果的な活用方法を研修し、英語教育の充実を図っていく必要がある。	A	
60	体力向上プロジェクト推進事業	児童・生徒の生きる力の根底をなす丈夫で強い心と体を育成するため、体育主任による指導の連携を図り、健康の保持・増進、基礎体力の向上を目指すとともに指導者の指導技術向上を図る。	学校教育課	千葉県運動能力証合格率 ・小学校 45% ・中学校 38% 体力向上プロジェクト委員会 年3回の開催、資料の提示 運動マスター、爽走プラン等の活用	各校で取り組んでいる千葉県運動能力証合格率は、小学校が28.8%、中学校が26.9%という結果で、小学校、中学校ともに合格率は上昇した。体力向上プロジェクト委員会を3回実施し、小中学生の体力分析及び対策の協議を行い、指導の参考となる資料の普及活動等を行った。また、「君津市熱中症対応ガイドライン」の改訂作業を行った。	児童生徒の体力向上に向けた取組を実施してきたが、千葉県運動能力証合格率は目標値を達成できていないが、上昇傾向がみられた。体育学習の流れの中で取り組める内容を、体力向上プロジェクト委員会で作成し広めていくことや、既存の資料の活用などを引き続き呼びかける。	B	
61	道徳・人権教育推進事業	自他の命を大切にし、豊かな人間関係を築くために、道徳・人権教育を発達段階に応じて計画的に行う。また、学校・家庭・地域が連携して、地域の実態に即し、家庭・地域に開かれた実践を行う。児童会や生徒会を中心に、「いじめ撲滅運動」や「いのちを大切にするキャンペーン」等の活動を推進する。	学校教育課	会報では、より多くの先生方の実践を紹介する場を設けて、人権教育の充実を図る。生涯学習文化課と協議しながら、学校・地域で人権意識を高めていけるような講演会を開催する。	会報でより多くの先生方の実践を紹介する場を設けることができ、人権教育の充実を図ることができた。生涯学習文化課との共催で講演会を実施し、人権意識を高めることができた。	今後も自他の命を大切にし、豊かな人間関係を築くために、道徳・人権教育を発達段階に応じて計画的に行っていく必要がある。	A	
62	学力向上推進事業	「確かな学力」を身に付けた君津っ子の育成のため、学力向上推進委員会の設置、学力向上担当者会議の開催を通して、指導方法の改善や今日的な課題解消に向けた提言、取り組みを推進する。	学校教育課	令和6年度は、「算数・数学授業力アップ公開研修会」を年2回開催を予定。教員の日々の授業改善を促すとともに、「さみつ学び調べ」の活用モデル授業を公開することで、よりさみつ学び調べの効果的な活用を紹介予定。	令和6年度は「算数・数学授業力アップ公開研修会」を年2回開催した。学習指導要領で求められている「主体的、対話的で深い学び」を意識した授業公開、実践発表、授業づくり講座を実施することで、日々の授業改善の一助を図ることができた。	引き続き、君津市として課題のある「算数・数学」を取り上げ、授業公開を実施することで、教員の授業力向上を図り、学力向上に繋げる。	B	

計画No	事業名等	第2期計画の事業内容 (令和2年度～令和6年度)	担当部署	令和6年度				備考
				取組目標	実績・到達状況	事業評価	達成度	
63	自然体験学習推進事業	児童・生徒の生きる力を育むために、自然体験活動などの豊かな体験を通じた道徳性の育成を図ることがさらに重要となっている。平成20年度より、市内の自然を活用した自然体験学習を推進し、市で生まれ育った子どもたちに、ふるさと君津の継承者としての自覚と誇りを持たせるための事業として年々拡大してきた。今後も効果を検証しながら、学校のニーズやねらいに応じた自然体験学習のあり方を検討し、推進する。	学校教育課					事業統合 →きみつSDGs×山・川・海学習プログラムを実施
(2) 児童の健全育成								
64	放課後児童クラブ等の運営支援の充実(放課後児童健全育成事業の充実)	保護者が労働等により昼間自宅にいない家庭の小学校児童を対象として、放課後の安全な居場所を提供する。運営費、家賃の一部を補助しており、引き続き、運営費等の補助を行うとともに、施設等の環境整備や受入児童数の拡大を検討し、支援員の資質向上のための研修等を支援する。	こども政策課	民間事業者等への完全移行だけではなく、一部事務委託や新たな任意団体の設立など、各クラブの運営状況や環境を考慮し、最適な形で見直しを図れるよう支援する。	保護者の負担軽減を図るため、運営主体の移行を希望し、諸条件の整理等が進んだ2団体と協力体制のある民間企業をマッチングさせ移行協議を進めた。結果、1団体は任意団体化、1団体は近傍に民間企業が開所されつつ、継続することとなり、多様なニーズに合うよう見直しが図れた。また、補助金を市内全14クラブ19支援単位に交付し、運営の安定化を支援した。	運営移行の支援にあたり、クラブごとの特色を理解し、メリット、デメリットの提示、役員、保護者、支援員等運営に深く関わる人、それぞれの擦り合わせが円滑な運営移行に重要と考える。保護者の負担軽減、利用者ニーズ、児童にとって放課後の健全な居場所の確保、それぞれを考慮し最適な形で見直しに努める。	B	
65	放課後こども教室事業	放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画により勉強やスポーツ、文化活動、その他様々な体験・交流活動などを展開する。	生涯学習文化課	「やえっ子ひろば」の継続実施。活動内容に合わせ屋内、屋外を選択し活動を実施する。また、活動協力スタッフ15名体制の安定化と、中心的に運営を担うコーディネーター2名体制の育成を進める。	夏の暑さ対策として室内で実施をするなど活動の内容、気温の変化などに合わせ活動場所を設定し実施をした。また、活動協力スタッフは14名で実施をすることができた。	地域の協力を得て事業を無事に終えることができた。協力スタッフは目標の15名には、届かなかったが14名で活動することができた。また、焚火を使った活動等新たな活動を実施するなど活動内容の広がりを見せている。	B	
66	キャリア教育推進事業	子ども一人ひとりが「生きる力」を身に付け、しっかりした勤労観・職業観の形成ができるよう、学年や小・中学校が連携し、発達段階に応じた系統的な計画を確立する。また、家庭・地域・地域の産業界の協力体制の構築を図る。	学校教育課	各学校の実態に合わせ、子どもの豊かな学びにつながるような授業プログラムの紹介を行う。	各種出前授業の情報提供を行った。また、きみつSDGs教育推進事業と連携の上、地域人材を活用した授業サポートを行った。	地域に根差した産業などを理解するきっかけとなる授業を実施できた。今後も各種出前授業などの情報提供を行っていきたい。	B	
67	子どもの読書活動推進事業	子どもたちが読書を身近なものとして親しみ、自由を楽しめるよう、各場面・各年代に応じた取り組みを行うとともに、読書活動を支える関係機関等の連携の強化と読書環境の充実を図り、子どもの読書活動を推進する。	生涯学習文化課	「第四次君津市子ども読書活動推進計画」に基づき、各種事業を展開する。ブックスタート絵本配布率100% 読書月間取り組み機関：35機関(保育園・公民館等) ※令和6年度より小中学校のアンケート廃止。	ボランティアを配置しての完全な形でブックスタートを6月より再開した。他の各種事業も再開することができた。 ブックスタート絵本配布率：99%	各種事業を再開させることができた。ブックスタート絵本配布率は概ね100%達成。子どもの読書についてもデジタル化が進んでおり、親が子どもに対し、対面で絵本を読んであげることの大切さを重視してきたこれまでから新しい形を模索していくことも今後考えていく必要がある。	B	
67	子どもの読書活動推進事業	子どもたちが読書を身近なものとして親しみ、自由を楽しめるよう、各場面・各年代に応じた取り組みを行うとともに、読書活動を支える関係機関等の連携の強化と読書環境の充実を図り、子どもの読書活動を推進する。	中央図書館	「ちゃいんどたいむ」と子ども向け定例行事の見直しにより対象となる親子が来館しやすい取り組みを検討する。子どもに関わる大人を対象とした乳幼児の読書推進を図る講座を実施する。	毎週木曜日に実施している「ちゃいんどたいむ」において、実施時間帯の親子の図書館利用を促進するため、子ども向け定例行事の実施日時の見直しを行った。 ※見直し内容：隔週木曜日から毎週木曜日に実施頻度の見直し(第5木曜日を除く) 子どもへの読み聞かせ等のボランティアで活動している大人を対象とした講座を開催した。 手遊び講座：32名参加／わらべうた講座：20名参加	子育て中の親子が来館しやすいよう「ちゃいんどたいむ」を設け、手遊びやわらべうたの子ども向け定例行事を実施し、環境づくりを図った。	A	
67	子どもの読書活動推進事業	子どもたちが読書を身近なものとして親しみ、自由を楽しめるよう、各場面・各年代に応じた取り組みを行うとともに、読書活動を支える関係機関等の連携の強化と読書環境の充実を図り、子どもの読書活動を推進する。	学校教育課	読み聞かせ活動など学校図書館司書補助員や読書ボランティアを活用して読書に親しむ活動を計画的に行う。	学校図書館司書補助員や読書ボランティアを効果的に活用し、読書に親しませることができた。	子どもたちが読書に親しむ環境を整え、読書活動を支える関係機関等の連携強化を継続的に進めていき、子どもの読書活動をさらに推進していく。	B	
68	子どもへの読み聞かせの推進	読み聞かせボランティアを育成し、図書館職員との協働により保育園・幼稚園等を対象におはなし会等を実施して、児童サービスの拡大を図る。	中央図書館	読み聞かせボランティアの募集、養成講座を実施する。	新規の読み聞かせボランティアの募集とともに、活動に必要な勉強会を開催し、スキルアップ及び知識向上を図った。 読み聞かせボランティア養成講座(全3回) 参加者20名／登録15名	読み聞かせボランティアの増員、勉強会によるスキルアップにより、保育園等へのおはなし会を実施する体制を強化し、子どもの読書体験の充実を図った。	A	

計画 No	事業名等	第2期計画の事業内容 (令和2年度～令和6年度)	担当部署	令和6年度				備考	
				取組目標	実績・到達状況	事業評価	達成度		
4 子どもの安全を守り、安心できるまちづくり									
(1) 子どもの安全確保									
69	学校と地域の連携 の取組強化	青少年健全育成連絡協議会や学校評議員制度・学校運営協議会等を活用し、学校と地域が連携し、情報の共有化を図り、PTAや学校警察連絡委員会を中心とした諸活動の支援を行う。青少年健全育成のため、地域で子どもたちを育てる活動を実施する。	学校教育課	地域とともにある学校を目指し、学校評議員制度や青少年健全育成団体等との関係機関との連携を継続する。	これまでと同様に全ての小中学校で、学校評議員または学校運営協議会を設置し、学校運営や地域の課題について、情報共有を図りながら、地域とともに歩む学校づくりに取り組んでいる。また青少年健全育成協議会とタイアップし、見守り活動など様々な活動を行っている。	全ての小中学校で、学校評議員会または、学校運営協議会を定期的に実施した。また、コロナが5類となったことにより、どの学校でもPTAや生徒活動後援会の活動が以前の活気を取り戻しつつあり、地域全体で子供を育てられるよう学校との連携を密にしている。	B		
69	学校と地域の連携 の取組強化	青少年健全育成連絡協議会や学校評議員制度・学校運営協議会等を活用し、学校と地域が連携し、情報の共有化を図り、PTAや学校警察連絡委員会を中心とした諸活動の支援を行う。青少年健全育成のため、地域で子どもたちを育てる活動を実施する。	生涯学習文化課	11地区の青少年健全協議会等の活動を通じて、安定的な地域の連携をめざす。青少年健全育成、地域で子どもたちを育てる活動を実施するために、青少年に関わる各種団体の連携と情報の共有化を図り、諸活動の支援を行う。学校運営協議会は、学校、家庭、地域がともに当事者として学校運営にかかわることができるよう、適切な支援に努める。	青少年健全育成協議会については、新たに再編された上総地区の青少年健全協議会も加わり、市内11地区での活動が行われた。しかし、君津中学校区では、3月を持って活動を休止することが示され、次年度は10地区での活動となる。学校運営協議会は、市内2事例目となる上総小中学校区学校運営協議会の活動が始まった。	君津中学校区以外にも会の休止、終了等のあり方が検討されており、今後の活動について研究しながら支援していく。学校運営協議会については、各種活動の支援、助言を行い、安定的な活動となるよう努めた。	B		
70	防犯パトロールの 推進	地区青少年健全育成連絡協議会等が夏休み等に自治会、防犯協会、青少年相談員等と連携して防犯パトロールを実施する。青少年健全育成のため、地域で子どもたちを育てる活動を実施する。	生涯学習文化課	各種団体と連携して、防犯パトロールやあいさつ運動を実施し、引き続き青少年の安全対策を図る。	ふれあい祭りなどで、青少年健全育成協議会、青少年相談員による、防犯パトロールを実施した。	イベントのパトロールは、会員がイベント当事者であることも多く、見回り人数が不足数であることもあるが、「ながらパトロール」など工夫を凝らし実施した。	B		
71	防災意識の啓発	自主防災会や自治会等主催の防災訓練や防災講座に自主的に参加する意識を高め、「自分の命は自分で守る」という「自助」と身近な地域での交流の中での「自分たちの町は自分たちで守る」という「共助」の意識を育み、防災意識の啓発を行う。また、保育園、幼稚園、及び子育てサークル等の要請により、防災講座を実施し、参加している児童、園児、及びその保護者の防災意識の高揚を図る。	危機管理課	自主防災会及び自治会主催の防災訓練は、前年度よりも多く開催できるよう呼びかけを行う。園児の保護者向け防災講演会の開催については、講演会に参加した保護者にとって意義のある講演会となるよう調整を図る。また、災害対策コーディネーター養成講座の開催では、地域の防災リーダーを育み、「自助」「共助」について、防災意識の啓発を行う。	自主防災会や自治会等が主催する防災訓練や防災講座等において講演を行う等、支援を行った。また、講師を招いて子育て世帯を対象に防災講演会を開催した。 防災訓練（自治会等）：11回 防災講座（自治会等）：14回 防災講演会（保護者等）：1回 災害対策コーディネーター養成数：26人	防災訓練・防災講座については、開催数が昨年度よりも増え、一定の成果が得ることができた。また、子育て世帯を対象とした防災講演会についても、参加者から高い評価を得ており、防災知識の普及や防災意識の向上につながったと考える。なお、災害対策コーディネーター養成講座については、12月に開催し新たに26人を養成することができた。	B		
72	防災教育推進事業	児童・生徒自身で危険を予測・回避する力を身につけられるよう、発達段階に応じた防災教育を計画的・継続的に実施する。また、教職員の資質向上と危機管理マニュアルの作成、家庭・地域との連携を図り、安全に安心して学び生活できる学校づくりを推進する。	学校教育課						事業廃止
73	青少年健全育成支援事業	学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを「地域全体で守ろう」という意識の高揚を図り、子どもたちが安全で、安心して過ごすための環境づくりを継続する。また、「子ども110番の家」の協力者の充実を図り、青少年健全育成団体との連携を密にし、全市的な取り組みを推進する。	生涯学習文化課	小学校・中学校、両方で管理している状況を改め、小学校管理への一本化を進め、全体的な整理を行っていきたい。	上総地区で「子ども110番の家」の見直しにより、設置数を若干増やすことができた。各方面にご協力をいただき、継続実施していきたい。	設置数が増加があり、今後も継続して啓発、支援を行っていきたい。	B		

計画 No	事業名等	第2期計画の事業内容 (令和2年度～令和6年度)	担当部署	令和6年度				備考
				取組目標	実績・到達状況	事業評価	達成度	
(2) 児童虐待防止対策の充実								
74	子どもを守る地域 ネットワーク	児童相談所や警察署などの関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するために子どもを守る地域ネットワークを設置し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応を図る。関係機関の情報共有及び児童虐待の防止、早期発見を図るため定期的に会議を開催する。	こども家庭センター	君津市子どもを守るネットワークの事務局として、関係機関との定期的な会議の中で、児童虐待ケースの情報の共有、連携強化を図り、適切な支援を行う。また、困難ケースについては、個別支援会議を開催し、関係機関の役割確認などよりこまめな対応に努める。さらに、児童相談所管理の施設入所児童についても、家庭復帰後の支援を意識し現状把握を行う。	君津市子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の代表者会議を1回、実務者会議を12回、個別支援会議を36回開催。実務者会議では、児童相談所及びこども家庭センターがケース管理する支援家庭について、こどもにかかる各方面の関係機関と情報共有を図り、支援方針や役割分担などについて協議し適切な支援を行った。個別支援会議では、複雑多様な困難ケースの協議として、家庭を直接支援する関係者に参加を依頼するなど、重層的支援の確認を行った。児童相談所職員と、児童が入所中の児童養護施設や障害者施設を訪問し状況を把握するとともに、ネットワークの関係機関も共有できる施設等入所一覧表の整理を行った。	適正に対応できているが、児童虐待対応は複雑化・多様化・多国籍化し、各家庭に対する支援が長期化している。この状況下において、要保護児童を早期発見し適切な支援を図るためには、引き続き関係機関と互いの情報を共有し、緊密な連携が必要である。	A	
75	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。	こども家庭センター	引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果等から養育支援を必要とする家庭の把握に努め、適切な支援を行う。	訪問数：974件 ※この数値は養育支援訪問のほか、児童虐待相談支援訪問を含む。	適正に対応できている。専門職が各家庭の実情にあわせた適切な指導、助言等ができている。	A	
76	児童虐待防止の広報・啓発	体罰が子どもに与える影響について広く市民が理解できるよう、関係機関等と連携を図り11月の児童虐待防止月間を中心に広報・啓発活動をさらに進める。また、子育てに悩む保護者に対し、適切な子育ての方法や相談窓口について周知し支援を行う。	こども家庭センター	8月開催予定の君津市子どもを守る地域ネットワーク代表者会議において、児童虐待防止月間の取り組みについて関係機関と協議し、効果的な広報・啓発活動を実施する。また、子育てに悩む保護者に対し、適切な子育ての方法や相談窓口について周知し、子育て家庭に寄り添った支援を行う。	市ホームページ等で、困難な問題を抱える女性に対する相談や児童家庭相談の窓口を周知。11月にオレンジリボン・児童虐待防止キャンペーンを実施。①学校、幼稚園、保育園等関係団体へ協力を依頼し、児童生徒向け（学年を考慮した内容）や保護者向けのリーフレットを配布、②市ホームページや広報誌、庁内窓口カウンター等を利用した啓発、③君津駅構内でのポスター掲示、④児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンを市職員に配布し着用。	適正に対応できている。今後も、より効果的な広報啓発の方法について、君津市子どもを守る地域ネットワークの関係機関と協議する。	A	
77	子ども家庭総合支援拠点機能の検討	国が令和4(2022)年度までに全市町村に設置することとしている「市区町村子ども家庭総合拠点」について、専門的な相談対応や訪問等による継続的な支援を実施していくため、本市においても「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討する。	こども家庭センター					こども家庭センターの開所により事業完了
78	いじめ防止・虐待 貧困対策事業	問題を抱える子どもたちの環境改善を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒や保護者との面談やケース会議を通して、福祉や医療機関等につなぎ、支援していく。	教育センター	引き続きSNSを活用した教育相談窓口を継続し、学校と連携を図りながら、いじめの未然防止に努める。また、スクールソーシャルワーカーを教育センターに1人配置し、不登校児童生徒への支援や家庭支援に努める。	SNSを活用した教育相談窓口「スタンドバイ」は登録人数593人相談件数は90件、生徒との双方向のやりとりは319回実施し、子どもの悩みに寄り添う支援を行った。ソーシャルワーカーは小中9校、16人の児童生徒の支援を行った。	SNSの相談窓口は、生徒に浸透してきている状況は見られるので、今年度も1年生への出前授業をとおり、周知を図っていく。スクールソーシャルワーカーについては、より活用についての周知が図られるよう努めていく。	B	

令和7年度 君津市こども計画 取組目標

資料1-2

計画 No	事業名等	君津市こども計画の取組内容 (令和7年度～令和11年度)	担当部署	令和7年度
				取組目標
1 ライフステージを通した重要事項				
(1) こども・若者の権利擁護の推進				
1	こども・若者の権利に関する普及啓発	こども・若者の考えや意見を大切に、その権利を尊重します。人権意識を向上させるため、イベントの開催や教育を推進するとともに、市職員等への研修を通じて、こども・若者の権利の基礎的事項を周知します。また、人権擁護委員・民生委員・児童委員等と連携して、人権問題で悩むこども・若者が孤立しない体制を整えます。子育て当事者や地域住民にも権利意識の普及・啓発を行い、地域全体でこども・若者を支える環境を構築します。	人事課	職員研修を通じて、こども・若者の権利について職員の意識の向上を促す。
			市民生活課	人権擁護委員による人権教室の実施やこどもの人権に関する専用相談電話「こどもの人権110番」などの相談窓口の周知を行う。
			厚生課	民生委員・児童委員を通じて相談できる機関へ橋渡しできる体制にする。
			こども政策課	まちづくりふれあい講座や各種啓発物等を通じて、こども・若者の権利について周知を行う。
			学校教育課	学校人権推進事業にて、9月に生涯学習文化課と共催で研修会を開催。道徳科の授業の充実。中学校合同生徒会との連携を行う。
2	意見表明の環境づくり	こども・若者のまちづくりに関するアイデアを募る「きみつ☆こども・わかものアイデアバンク」を開設します。また、各中学校の生徒会役員で構成される合同生徒会や、君津市こども・若者会議を通じて、こども・若者が意見を表明する場を整備します。こども・若者が権利の主体として、自己選択・自己決定・自己実現していくことを推進して、その意見の反映に努めます。反映されない場合でもその理由等をフィードバックすることで、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくります。	こども政策課	きみつ☆こども・わかものアイデアバンクを開設して、こども・若者の意見を募る。君津市こども・若者会議を開催して、こども・若者が意見を表明する場を整える。
			学校教育課	8月の全体協議会、12月の全体研修会で、共通取組の「OMOTAI運動」、「SDGs活動」について合同生徒会役員が意見交換を行う。
(2) 自分らしく生き抜く力の育成				
3	体験活動の充実	こどもの情操や人間性、郷土愛を育むため、君津の豊かな自然環境を活かした体験活動や歴史・伝統・文化・芸術を学ぶ機会を提供します。	保育課	自然体験活動を通して、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指していく。
			学校教育課	きみベディアを活用し、地域の豊かな自然などに関する知識を得るだけでなく、それぞれの興味を大切にした主体的で体験的な学びを支援する取組みを行う。千葉県における道徳教育の主題「いのち」のつながりと輝き～大切なあなた、大切なみんな、大切な自然と地球、そして大切なわたし～をもとに推進していく。
			生涯学習文化課	市内小学校の校外学習など、学校と連携した歴史学習等を通じて、地域に残る伝統文化の保護と継承を図る。
			久留里城址資料館	校外学習の受け入れ、こども向けの体験講座などを実施する。
			公民館	地域の自然や歴史、伝統芸能について理解を深める学習機会を提供する。
4	まちづくりへの参加	地域で活動するボランティア団体や市民団体等と連携して、地域の担い手の確保や育成を図ります。君津に愛着を持つ方々による集い「きみつファンクラブ」の活動について、こども・若者が地域への関心や興味をもってもらうきっかけとなるよう取り組みます。	政策推進課	君津ファンクラブ会員自身のSNSを活用した「君津の魅力」の発信を促すイベントを実施することで、日常的にSNSを利用しているこども・若者の目に投稿が触れる機会を増やし、地域への関心や興味を持ってもらうきっかけをつくる。
			地域づくり課	こども・若者自身がまちづくり活動に参加できるきっかけを作るため、関係団体に関する情報発信を行う。関係団体に対して支援（研修会の開催、情報提供等）を行う。
			こども政策課	地域で活動する団体等に対して、こども・若者自身がまちづくり活動に参加できるよう呼びかけを行う。
			学校教育課	各学校の実態に合わせ、子どもの豊かな学びにつながるような地域に目を向けた授業プログラムの紹介を行う。
5	読書の推進	図書館の機能充実により、こどもが本と出会う機会を創出します。また、1歳6か月健康診査時に、読み聞かせと絵本の配布等を行うブックスタート事業、子ども読書月間や保育園への出張おはなし会等のイベントを通じて、本を読むことの楽しさを伝えます。	保育課	子どもが自由に本に触れ合える環境を整え、「子ども読書月間」には読み聞かせの大切さを家庭にも周知していく。
			生涯学習文化課	ブックスタート事業は配本率100%を目指す。
			学校教育課	学校図書館司書教員による読み聞かせ、本の紹介により、読書の推進を図る。また7月に学校図書館担当者及び司書補助員研修会を開催する。
			中央図書館	絵本等の読み聞かせに必要なスキルの取得やスキルアップのための勉強会等を開催し、ボランティア活動を支援するとともに、子どもが興味・関心を持つようなイベントを連携して開催する。
6	食育と生活習慣の形成・定着	小中学校に学校給食共同調理場の職員が訪問して、献立の感想等を聴き、地産地消等の食に関する指導を行います。公立保育園に栄養士が訪問して、栄養の指導や食べ物を作った人に感謝を伝えることの重要性等の説明を行い、食を通じたコミュニケーションの重要性を周知します。食生活改善推進員と連携して、各種食生活改善に関する啓発事業を実施します。農業体験の実施や学校給食に地場産物を積極的に使用して、食への関心を高めます。	農政課	市内で実施されている農業体験の情報を集約して、市ホームページ、広報きみつ等で市内外の保護者に向けて発信する。
			保育課	公立保育園に栄養士が訪問し、紙芝居などの媒体を用いて、食べ物を作った人に感謝を伝えることの重要性、食を通じたコミュニケーションを育む食育を行う。
			健康スポーツ課	食生活改善推進員と連携し、各地域でライフステージに合わせた食育教室等、啓発・啓蒙事業を実施する。
			学校給食共同調理場	調理場の職員が給食時間に学校を訪問し、調理場の紹介や旬の食材の説明などを行う。
7	多文化共生と国際交流の推進	外国語指導助手(ALT)の配置やイングリッシュデイキャンプ等の外国語教育を通じて、世界を舞台に活躍する君津っ子を育成します。君津市国際交流協会と連携して多文化共生と国際交流を推進します。	企画調整課	君津市国際交流協会と連携を図りながら、日本語教室や海外交流のイベント等を実施し、市民の国際理解や交流を促進する。
			学校教育課	ALTを効果的に活用し、イングリッシュデイキャンプ、英検対策などに取り組む。
8	SDGsの理解促進	地域課題とあわせて世界にも目を向けることで、地球規模の課題を自分ごととして捉える教育活動を実施して、持続可能な社会の創り手を育成します。合同生徒会の活動等を通じて、学校全体や保護者、地域住民の環境意識の高揚を図り、環境にやさしいライフスタイルの普及を促進します。	学校教育課	海外の学校や海外で活躍する人と結び、世界に目を向ける活動を支援していく。合同生徒会の共通取組の一つである「SDGs活動」を各学校の実態に合わせ活動を実践していく。

令和7年度 君津市こども計画 取組目標

資料1-2

計画 No	事業名等	君津市こども計画の取組内容 (令和7年度～令和11年度)	担当部署	令和7年度
				取組目標
9	誰もが自分らしく 生きていくことが できる社会の構築	人権や男女共同参画に関する講座や教室を開催して、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)や障がいに対する理解を促進します。「男性・女性はこうあるべき」という固定的な役割意識を解消して、多様性を認め合う社会を目指します。また、デジタル社会に対応するためのネットリテラシー教育を推進します。	市民生活課	市内小・中学校の要望に応じて、ネットリテラシー及び男女共同参画について学習する出前講座を開催する。
			学校教育課	道徳科教育の充実を図り、多様性を認め合いお互いを思い合う取り組みの推進を図る。
10	可能性を引き出す 教育の推進	スポーツに関するイベント等を通じて、こどもの運動能力や可能性を引き出す教育を推進します。こどもの創造性を大切にして夢を実現できる教育機会の提供や環境をつくります。	健康スポーツ課	地域のアスリートやコーチによるスポーツ教室やイベントを開催し、専門的な指導を受けることで、こどもの競技力向上、心身の成長を促進することを目指す。
			ボールパーク推進課 公園緑地課	こどものスポーツへの関心を高める千葉ロッテマリーンズファーム本拠地と内みのわ運動公園リニューアルの公園整備を促進します。
11	環境にやさしいま ちづくり	環境ポスター展や環境美化活動者への感謝状贈呈等を通じて、環境美化やリサイクルの普及啓発を行います。散乱ごみ一掃クリーン作戦や地域の清掃活動等への参加を呼びかけ、地域が一丸となって環境美化を推進します。	環境衛生課	小中学校と連携し環境ポスター展への作品募集や、こども・若者たちを含んだ地域全体でのクリーン作戦を行うことで、環境美化の推進を図る。
12	持続可能な公共交 通体系の維持	持続可能な公共交通体系の構築や通学路の安全確保、都市空間のバリアフリー化推進により、誰もが快適に移動できる環境づくりに取り組みます。	企画調整課	路線再編や運行ダイヤの見直し等により収支の改善を図るとともに、民間路線バスの運行に対して補助を行うことで、持続可能な公共交通体系の構築に取り組む。
			建設計画課	君津市バリアフリー基本構想特定事業計画により、公共交通や自動車交通のハード面やソフト面でのバリアフリー化を推進する。
			土木課	通学路の安全確保を図るため、児童・生徒の通学に危険な箇所の歩道整備等を行うことにより、安全を確保する。
13	使いやすい公共施 設の運用	人にやさしい公共施設の環境整備を推進するとともに、効果的な運用を行い、誰もが安全で快適に利用できる施設を目指します。多様な世代が参加できるイベントを開催して、人々が集い交流できる場の創出を図ります。	公共施設マネジメント課	公共施設における新たな設備の導入や、古くなった設備の更新により、現代において要求される機能を備え、使いやすい施設を整備する。
			地域づくり課	公民館再整備に向け支障となる工作物等について、関係者と代替案の調整や対応策の検討を行う。
			建設計画課	JR君津駅周辺における、空き家、空き店舗、空き地の増加、駅利用者の減少などの課題を解決するため、行政と民間が連携してまちづくりを進め、便利で賑わいのある持続可能なまちづくりを目指す。
			生涯学習文化課	既存の公共施設の状況を踏まえ計画的に更新出来るよう個別施設計画を見直すとともに、利用者が公民館・地域交流センターを安全かつ快適に利用できるよう、適切な施設管理を行う。
			公民館	誰もが安心安全に利用できる施設をめざし、施設整備を図る。幅広い世代の人が集い、交流できる事業を実施する。
14	防災教育の推進	各種イベントや防災訓練、子育て世帯を対象とした防災講演会等を通じて、こども・若者自身の防災意識を高め、地域全体で災害に備える取り組みを強化します。	危機管理課	子育て世帯を対象に、大規模災害発生時における被害を軽減させることを目的とした防災講演会を実施する。
			予防課	自治会等の防災訓練への出向や幼少年期の子供を持つ世帯に対する防火啓発を行う。
15	健全な育成を推進	各地区で組織されている青少年健全育成協議会や青少年相談員連絡協議会等の各種団体への活動支援を行います。また、各種団体と連携し、青少年と地域社会のつながりを深める活動を通して、自己成長・社会性・自立心を育む活動を推進します。	こども政策課	青少年相談員やボーイスカウト等の団体と連携して、こども・若者の自立心を育む活動を推進する。
			生涯学習文化課	各地区での青少年健全育成活動が円滑に進むよう、研修会を行う。
			公民館	青少年相談員や青少年健全育成団体等、各種団体の活動を支援する。また、青少年を対象とする事業を実施する。
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供				
16	妊娠・出産・健康 等、ライフデザイ ンの形成を支援	SNSや母子手帳アプリ「つみき」の活用、市ホームページや毎月発行する子育て通信等により、妊娠から子育て期に必要な情報をわかりやすく発信するとともに、各種相談事業や教室等を実施して、安心して子育てに取り組める環境づくりや、充実したライフデザインの形成を支援します。	こども政策課	市ホームページ「子育て情報サイト」の内容を整理して、市の子育て施策をわかりやすく発信する。
			こども家庭センター	母子とその家族が安心・安全な妊娠、出産及び健やかな子育てができるよう、母子手帳アプリや子育て通信、ホームページ、広報きみつ等により相談事業や教室等のタイムリーな情報発信、周知を図る。
17	受動喫煙の防止	喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について市民の理解を深めるため、啓発活動や情報提供を行います。また、公共施設や飲食店等での受動喫煙を防止する取り組みを推進して、安心して過ごせる環境づくりを目指します。特に、こども・若者や妊婦への影響を考慮して、喫煙による影響等を広く周知するとともに、地域全体での喫煙マナー向上を図り、健康で快適な生活環境を実現します。	健康スポーツ課	喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について広く周知するとともに、地域全体での喫煙マナー向上を図る。
			こども家庭センター	母子健康手帳交付時に妊婦および同居家族の喫煙の有無について把握し、喫煙のリスクについて説明する。
18	発達状況に寄り 添った支援	こどもの発達や子育てに悩みを持つ家族に対して、臨床心理士や言語聴覚士等の専門職が個々の発達状況に寄り添った支援を行います。保健・教育・福祉等の関係機関が情報を共有して、相互に連携しながらこどもの成長に合わせて、乳幼児期から思春期にわたり切れ目のない発達相談支援体制の充実を図ります。また、児童発達支援等の障害児通所等支援給付事業により支援を行います。	障がい福祉課	関係機関と連携しながら、児童発達支援等の障害児通所等支援給付事業を活用した療育支援に取組みます。
			こども家庭センター	ことばの相談室及び発達相談の相談対応枠の拡充を行い、利用しやすい環境を整える。1歳6か月児健康診査後には親子教室を新たに実施する。また、心理士や保健師が保育園等と連携して発達支援や情報共有を行う。
19	健診・予防接種の 実施や医療体制の 確保と充実	健（検）診や予防接種を実施して、疾病の予防と早期発見、健康の維持と重症化防止を図ります。君津木更津医師会と連携して、日曜・祝日・年末年始に病院・診療所の医師が輪番制により救急診療を実施します。	健康スポーツ課	健（検）診や予防接種を継続して実施することにより、疾病の予防と早期発見、健康の維持と重症化防止を図る。また、君津木更津医師会と連携し、救急医療体制の整備を図る。
			こども家庭センター	妊婦、乳幼児健康診査の必要性を周知し受診率の向上に努める。予防接種について周知を行い接種率の向上に努める。

令和7年度 君津市こども計画 取組目標

資料1-2

計画 No	事業名等	君津市こども計画の取組内容 (令和7年度～令和11年度)	担当部署	令和7年度
				取組目標
(4) こどもの貧困対策				
20	生活を安定させるための支援	生活に困窮する方への就労に関する相談や情報提供、離職により住宅を失った方や失うおそれのある方への家賃相当の支給を行います。貧困の解消や生活保護からの脱却につなげるため、家庭改善の支援やアウトリーチの充実による自立支援を行います。経済的な理由で就学が困難なこどもに、給食費や学用品費等を援助します。	厚生課	福祉相談支援センターきみつとの連携をはかり、適切な支援につなげる。また、ひきこもり等自ら支援を求めない方に対し、アウトリーチ等を活用し適切な支援につなげる。
			こども家庭センター	相談者の話に丁寧に耳を傾け、状況に応じた最適な支援機関へ案内する。
			学校教育課	経済的な理由によって就学困難な児童に対し、より良い教育環境を整備するために必要な援助を行う。
21	地域や外部団体と連携した貧困対策	関係団体や地域ボランティアが実施することも食堂やフードバンク、フリーマーケットやリユース活動等と連携して、地域でこども・若者の生活を支える体制を強化します。貧困家庭が安心して食事ができる環境を整えながら、地域住民との交流を通じて孤立を防ぐ場所を作ります。市内で行われている活動を広く周知して、利用者の拡大を図ります。	厚生課	社会福祉協議会の事業等を通じ、地域住民等が属性や世代の垣根を越えて地域の様々な人と気軽にに関わり、安心して過ごせる居場所を設置する。
			こども政策課	市ホームページにボランティア団体や事業の情報をまとめたページを作成して、地域活動を広く周知する。
			こども家庭センター	こども食堂の開催を周知するとともに、国や県などの支援情報を運営団体へ提供し支援する。
			公民館	地域団体と連携しながら、市内公民館を会場に子ども食堂やサロン形式の交流の場を提供する。
(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援				
22	すべての人が分け隔てなく暮らせる共生社会の実現	障がいの有無に関わらず平等に学ぶことができ、多様性を尊重して互いを理解し合うインクルーシブ教育の仕組みを構築します。障がい者等の総合的な相談窓口として、君津市障害者基幹相談支援センターを運用します。一般企業等で働く意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障がいのある方を市の会計年度任用職員として任用して、社会人としてのスキル習得を図り、一般企業等への就労が円滑に行えるようにします。パラスポーツの体験等を推進して、誰もが気軽に参加できる環境を整えることで、共生社会の実現を目指します。	人事課	チャレンジドオフィスに係る障害者への周知や支援者の確保に努め、引き続き、事業主の側面から障害者の雇用促進に取り組む。
			障がい福祉課	引き続き、障がい者等の総合的な相談窓口として、君津市障害者基幹相談支援センターを運用していきます。
			健康スポーツ課	年齢や障がいの有無等にかかわらず、市民と一緒にスポーツを楽しめるイベントを開催するとともに、千葉県パラスポーツコーディネーター派遣事業を活用し、体験会を実施することでパラスポーツの普及に向けて取り組む。
			学校教育課	インクルーシブ教育システムの構築を推進し、様々な教育的ニーズに応える指導を提供できるよう環境整備に努めていく。
23	障がい児への支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどを通じて、障がいのあるこどもとその家族への療育や支援を行います。また、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターと保育園等との連携によりインクルージョン推進体制の構築を目指します。	障がい福祉課	関係機関と連携しながら、児童発達支援等の障害児通所等支援給付事業を活用した療育支援に取り組むとともに、児童発達支援センターと保育園等との連携によるインクルージョン推進体制の構築を目指します。
			保育課	障がいのあるこどもへの理解を深め、こども一人ひとりの特性やニーズに応じて個別支援を行う。
24	誰もが学べる教育環境の提供	小中学校に「サポートティーチャー・サポートスタッフ」を配置して、教育支援を必要とするこどもや、障がいのあるこどもに学習活動や体験活動等の支援を行います。生涯学習の場として、障がいのある方もない方も快適で安全に利用できる公民館を目指します。	学校教育課	支援を必要とするこどもの学習面、生活面、豊かな人間性や社会性の育成を図るために、日々の教育実践共有や研修会による指導力の向上を図る。
25	医療的ケア児等の支援	人工呼吸器の装着や経管栄養、たんの吸引等、日常的に医療的ケアが必要なこどもが安心して生活できるよう、訪問看護や障害児通所支援、小・中学校への看護師派遣等の、支援体制を構築します。医療・福祉・教育分野が連携した協議の場を設置して、地域全体で医療的ケア児やその家族を支える体制を整備します。	障がい福祉課	障害児通所等支援給付事業等による医療的ケア児等への支援に取り組むとともに、君津圏域医療的ケア児等支援協議会や庁内検討会議によりさらなる支援体制を構築していきます。
			保育課	部門間で連携し、教育・保育施設での医療的ケア児の受入れ体制を整える。
			学校教育課	医療的ケアを必要とする児童生徒が自立促進と安定した学校生活を送ることができるよう、小・中学校における医療的ケア実施ガイドラインの作成を進める。
26	難病等を抱えるこども・若者への支援	障がいのある方・難病の方が日常生活を営むために必要な福祉サービス給付を行います。低出生体重児や早産児等に対して、養育に必要な医療の提供を支援します。	障がい福祉課	特定疾患療養見舞金支給事業や日常生活用具給付事業などにより、支援します。
			こども政策課	未熟児が出生後直ちに適切な医療を受けることができるよう給付を行い、乳児の生命の保護及び健康の増進を図る。
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援				
27	DV 防止のための啓発と相談窓口の運営	配偶者や交際相手からの暴力をなくす運動等を通じたDV防止の啓発やDVに関する相談窓口を設置します。必要に応じて、関係機関と連携・協働して、こどもとその保護者を適切に支援します。	市民生活課	女性に対する暴力をなくす運動週間（11/12～11/25）に合わせ、市ホームページ・広報、SNS等を活用し周知、啓発を行うとともに、自治会回覧にて県発行のチラシを配布する。また、DV相談ステッカーを市内施設に配布し、相談窓口等を周知する。
			こども家庭センター	DVを含む困難な問題を抱える女性の相談窓口として、相談者に寄り添い、関係機関と連携・協働を図りながら、適切な支援を行う。
28	児童虐待防止・ヤングケアラーの支援	子どもを守る地域ネットワーク等の関係機関と連携して児童虐待の防止を図ります。「189」ダイヤルやオレンジリボンキャンペーン等を通じ、児童虐待防止の理解と関心を広げるための啓発活動を実施します。学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣や相談窓口を開設して、こども・若者の家庭環境に関する問題解決を図ります。本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども「ヤングケアラー」の認知向上と啓発を目的とした広報活動や実態調査を実施します。また、重層的支援体制の強化を図り、こども・若者が社会から取り残されることのないよう、必要に応じた支援を行います。	厚生課	こども家庭センター、福祉相談支援センターと連携し、必要に応じて重層的支援会議を開催し各課と情報を共有し、必要な機関、支援につなげる。
			こども家庭センター	市内のヤングケアラーの実態を把握するとともに、本人が自身の状況に気づききっかけとするため、小中学校の児童生徒を対象にアンケート調査を実施する。
			学校教育課	各学校にスクールソーシャルワーカーの活用について周知するとともに、スクールソーシャルワーカーの派遣や相談窓口の活用を通じて、問題の早期発見・早期対応を行う。

令和7年度 君津市こども計画 取組目標

資料1-2

計画 No	事業名等	君津市こども計画の取組内容 (令和7年度～令和11年度)	担当部署	令和7年度
				取組目標
(7) 様々な状況下にあるこども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止				
29	非行・性犯罪・暴力の防止	学校警察連絡委員会と連携して、夜間パトロールや巡回指導等を通じたこどもの非行防止や地域社会の健全化に努めます。啓発活動として、小中学生を対象とした防犯標語コンクール・防犯ポスター展を実施します。	学校教育課	学校警察連絡委員会と連携し、夏のふれあい祭りにおける夜間パトロールを実施し、こどもの健全育成に努める。また、市内小中学生および県立君津高等学校、県立君津青葉高等学校、県立君津特別支援学校、翔凜中学・高等学校の生徒を対象とした防犯標語コンクール・防犯ポスター展を実施し、青少年の健全育成と明るい社会づくりを目指す。
30	犯罪から守る安全 対策の推進	こどもの安全確保を目的に、こどもに接する仕事に就く者の犯罪歴を照会する制度（日本版DBS）の導入を進め、こども・若者を犯罪から守る体制を強化します。また、学校において、インターネットトラブルや、闇バイト・詐欺行為等の具体的な事例を用いた授業を推進して、被害に遭わないための知識を伝えます。「こども110番の家」の設置と活用の推進、地域全体で犯罪防止意識を高める啓発活動を展開して、安心して暮らせる環境づくりを推進します。	人事課	職員採用時において、こども家庭庁の保育士特定登録取消者管理システム等を活用する。
			保育課	市内公立保育園のこどもの安全確保を目的に、こどもに接する仕事に就く者の犯罪歴を照会する制度（日本版DBS）の導入に向け、必要な業務に取り組む。
			学校教育課	各学校で外部講師等を活用した講演会や集会を計画的に実施し、被害に遭わないようにするために必要な知識の醸成を図る。
31	心のケアと自殺対策	心の健康や命の大切さを伝える等、自殺対策を推進します。SNSを活用したオンライン相談・24時間対応のSOS相談等、心のケアに関する相談窓口の情報を広く周知します。自殺対策としてゲートキーパーの養成、健康講座を実施します。	健康スポーツ課	心の健康に関する相談があった場合、対象者に合った相談先を適宜紹介し、必要に応じてつないでいく。ゲートキーパー養成及び、心の健康についての健康講座を実施していく。
32	防犯・交通安全・ 通学路の安全確保	君津市防犯協会と連携して、地域の防犯パトロールや広報・啓発活動を行います。新しく小学1年生になったこどもへ防犯ブザーを配布する等、こどもたちの安全を地域で守ります。幼稚園・保育園・小中学校等で交通安全教室を開催して、こどもたちが交通ルールや正しいマナーを学び、交通事故を防ぐ力を身につけられるよう教育します。夜間の歩行者の安全確保と犯罪防止を図るための防犯灯の維持管理や、防犯ボックスの運営、自治会等の自主防犯組織の活性化のための防犯支援用品の支給、防犯カメラの運用等を通じて、地域の防犯力を強化します。通学路の交通事故防止を図るための整備等を行います。	市民生活課	自治会等が結成した自主防犯団体や学校などと連携し、防犯ボックス勤務員や専任の防犯巡視員による防犯パトロールを実施する。また、市の交通指導員による交通安全教室を行い、交通ルールやマナーを守り、安全行動できるように指導する。そのほか、自主防犯防犯組織への支援や防犯灯や防犯カメラの設置を行う。
			土木課	通学路の交通事故防止を図るため、児童・生徒の通学に危険な箇所の歩道整備等を行うことにより、安全を確保する。
2 ライフステージ別の重要事項				
こどもの誕生前から幼児期まで				
(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保				
33	切れ目のない子育て支援	こども（自身）や子育てに関する総合相談窓口、こども家庭センター「つみき」で、妊娠・出産から子育て期にわたり、様々な不安や困りごとについて母子保健や児童福祉などの専門職員が相談に応じ、関係機関と連携しながら、親子の切れ目ない支援を行います。	こども家庭センター	母子保健部門と児童福祉部門の窓口一本化のメリットを生かし、部署内及び関係機関との連携により、効率的で迅速な支援を実施する。
34	妊産婦の保健・相談支援の充実	妊娠中や出産後の不安や悩みに対応する相談支援を行います。母乳相談では、助産師が授乳に関する困りごとや悩みに寄り添いながら適切なアドバイスを提供します。妊産婦が安心して健やかな妊娠・出産・育児期を過ごせるよう、きめ細やかに支援します。	こども家庭センター	妊娠届け出時の面談を専門職が行いリスクアセスメントを行うことにより、妊産婦のニーズや状況を把握し、適切な支援につなげていく。
35	産後ケア事業	産後に家族等から育児などの支援を十分に受けられない方、心身の不調や育児不安などがある方を含め、産後ケアを必要とする赤ちゃんとも母親を対象に、協力医療機関や自宅で専門職がケアを提供して、安心して育児ができるよう支援します。	こども家庭センター	事業の対象者を拡大し、また申請方法の簡易化や受け皿の拡大などを検討し、産後ケアを必要とするすべての市民が利用しやすい体制をつくり、安心して育児ができるよう支援する。
36	新生児・産婦訪問、乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月を迎える前までのこどもがいる全ての家庭に保健師・助産師が訪問して、親子の心身の健康状態の確認、体調や育児の相談に応じるとともに、子育て支援の情報提供を行い、必要なサービスにつなげます（未熟児・新生児・産婦訪問指導と併せて実施）。乳児家庭の孤立化を防ぎ、健全な子育て環境の確保を図ります。	こども家庭センター	生後4か月未満までの乳児がいる家庭すべてに訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に適切な情報やサービスの提供につなげ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。
37	乳幼児の保健・相談支援の充実	乳幼児のすこやかな発育・発達のため、赤ちゃんの身体計測や、発育・発達・育児に関する相談や講話を保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士等の専門職が実施します。また、育児に関する不安や心配ごと等に対して、電話や面接、訪問など個々に寄り添った支援を実施します。	こども家庭センター	すくすく赤ちゃん教室、のびのび育児相談を毎月開催し、相談支援体制の充実を図る。また、相談には丁寧に傾聴し、対象者のニーズや状況に応じた相談方法で支援する。
38	ハローベビー教室	妊婦とその家族を対象に教室を実施して、妊婦と赤ちゃんの栄養や歯の健康についての話、育児の実習、妊婦体験を行い、安心して出産・育児に向かえるよう支援します。	こども家庭センター	妊娠出産のイメージ作りや、孤立した子育てとならないように妊婦やその家族の意識醸成を図る。妊娠中の食事＆歯の健康編への参加を促し、安心安全な出産・育児に迎えるように支援する。

令和7年度 君津市こども計画 取組目標

資料1-2

計画 No	事業名等	君津市こども計画の取組内容 (令和7年度～令和11年度)	担当部署	令和7年度
				取組目標
39	多胎児への支援	多胎妊娠の妊婦に対して、一般健康診査の回数を超えて受診した健康診査にかかる費用を助成します。多胎児を妊娠、または育てている親や、その家族を対象とした交流会を開催して、育児仲間づくりの場を提供します。また、日常生活における不安や悩み等の意見交換や情報共有、相談の場を提供して、不安の軽減につなげます。	こども家庭センター	多胎妊婦に対し5回分を上限に追加で受診券を交付し、安全な妊娠・出産を支援する。また、ふたごちゃんひろばを開催しこどもや保護者の交流の場とするとともに育児等に関する不安や課題が軽減できるよう実施する。
40	訪問支援の拡充	産前産後の家事・育児を支援する産前産後ヘルパー派遣事業、子育て家庭の相談や地域資源の利用促進を行う子育て世帯訪問支援事業、家庭環境の改善を支援する養育支援訪問事業等の訪問支援を拡充して、多様な家庭のニーズに応えながら、こどもの健全な成長と家庭の安心を支えます。	こども家庭センター	育児への不安や負担が生じやすい妊産婦や子育て家庭などに対し、保健師や家庭相談員などの専門職職員が家庭訪問や相談支援を行い、課題を早期に把握して必要な支援に繋がります。
(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実				
41	保育環境の充実	保育環境の整備や民間活力の導入、保育士の確保と適正配置を行うことで、年間を通じて保育園等に入所しやすい環境づくりに取り組み「待機児童ゼロ」のまちを目指します。保護者の就労の有無や利用目的を問わず、0～2歳のこどもが保育施設に通える「こども誰でも通園制度」の導入を検討します。	保育課	こども誰でも通園制度の開始に向け、条例や受け入れ体制等を整備する。
42	保育士の確保と待遇改善	公立保育園・こども園における登園管理や連絡帳のデジタル化を推進して、保護者の利便性向上と保育士の業務負担軽減を図ります。また、保育士の待遇改善等に取り組み、働きやすい環境を整備します。結婚や出産後の職場復帰を支援する制度を充実させることで、人材の確保と定着を図り、質の高い保育サービスの提供を目指します。	人事課	働きやすい環境を整える等、待遇の適正化に努める。
			保育課	保護者の利便性向上と保育士の業務負担軽減を図るため、キャッシュレス決済サービスを導入する。
43	休日保育	保護者が仕事や家庭の事情で日曜日・祝日にこどもの保育が必要な場合に、保育園等でこどもを預かる制度です。保護者の多様な働き方や生活環境に対応するため、休日保育の受け入れ体制を充実させ、より多くの家庭が安心して利用できる環境を整備します。	保育課	休日に就労している保護者のニーズに応えられるよう周知を行い、休日保育利用の促進を図る。
44	一時保育	保護者の仕事、病気、育児疲れの解消等、一時的にこどもの保育が必要な場合に利用できる制度です。保護者の多様なニーズに応えるため、一時保育の受け入れ枠や利用手続きの利便性を向上させるとともに、安心してこどもを預けられる体制を整備します。	保育課	引き続き、保護者が利用しやすいような環境整備を構築できるよう努める。
45	延長保育	保護者の就労形態や家庭の事情に対応するため、通常の保育時間を超えてこどもを預かる制度です。利用ニーズに応えるため、事業の継続と体制の拡充を検討して、さらなる保護者支援と子育て環境の充実に努めます。	保育課	引き続き、保護者の就労形態や家庭事情等を考慮した時間外保育の実施ができるよう努めていく。
46	病児・病後児保育	こどもが病氣中または病氣回復期にあり、家庭での保育が難しい場合に、専門の施設や医療機関で一時的にこどもを預かる制度です。保護者が安心して仕事や家庭の事情に対応できるよう、病児・病後児保育の受け入れ体制の強化や利用しやすい環境の整備を進め、こどもと家庭を支える取り組みを推進します。	保育課	子育て中の保護者に、病児・病後児保育事業の周知を行い、利用者数の増加を図る。
47	保育園・こども園の園庭開放	保育園・こども園の園庭を開放して、未就園のこどもと同年代の在園児との交流の場や保護者が相談できる場を提供します。	保育課	地域住民との交流を促進し、子どもたちが自由に遊ぶことができる場を提供する。
48	子育て短期支援事業	保護者の病気や出産、育児疲れや育児不安、家族の看護や冠婚葬祭などの理由により、家庭で小学生以下の児童を一時的に養育することが困難となった場合、または経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で一定期間、養育または保護を行う「ショートステイ事業」を実施します。また、保護者が仕事等の理由で、平日の夜間または休日に不在となり、家庭で小学生以下の児童を養護することが困難な場合に、児童養護施設等で預かる「トワイライトステイ事業」を併せて実施します。	こども家庭センター	保護者の急病や育児疲れなどに対応し、こどもの安心・安全な一時預かりを通じて、家庭の負担軽減と子育て支援を図る。
49	ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を受けたい方（利用会員）と、援助をしたい方（協会員）をつなぐ相互援助活動です。通園・通学の送迎や短時間の預かり等、保護者の多様なニーズに応える活動を展開します。会員の拡充や活動の活性化を図り、地域で支え合う子育て環境の充実を目指します。	こども家庭センター	担い手の確保・育成に努めるとともに、利用促進のための広報や講習会を通じて、地域で子育てを支える体制の強化に努める。

令和7年度 君津市こども計画 取組目標

資料1-2

計画 No	事業名等	君津市こども計画の取組内容 (令和7年度～令和11年度)	担当部署	令和7年度
				取組目標
学童期・思春期				
(1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の提供等				
50	教育の質の向上と 環境整備	「確かな学力」を身に付けた君津っ子の育成を目指して、学力向上推進委員会や担当者会議を通じて指導方法の改善や課題解消に取り組みます。また、小中学校教職員の自主的・組織的な研究活動を支援して、教育課題の解決と学校教育の進展を図ります。さらに、こどもの職場体験学習を通して、学ぶことや働くことの意義を学ぶ機会を創出します。併せて、臨時職員の配備による教育環境の整備を進め、質の高い教育の実現を目指します。	学校教育課	学力向上推進委員会で授業公開、実践発表を行い授業改善の一助を図る。また、サポートティーチャー、サポートスタッフの配備を行い、質の高い教育の実施を図る。各学校の実態に合わせ、子どもの豊かな学びにつながるようなキャリア教育の授業プログラムの紹介を行う。
51	道徳教育の 充実	合同生徒会との連携やあいさつ運動、作文・ポスター制作等、小中学校の道徳・人権教育を推進して、こどもの「心の教育の充実」を図ります。道徳教育推進教師研修会への啓発活動や小・中学校人権教育研究協議会を通じて、教職員の道徳教育のスキルアップを図ります。	学校教育課	合同生徒会の共通取組の一つである「OMOIAI運動」を各学校の実態に合わせて取り組み、仲間を思いやる心を育む。
52	健康・体力づくり	こどもの強い心と体を育成するため、健康の保持・増進を図り、体力の向上と指導者の指導力向上を図ります。中学校の部活動や武道の授業、小学校の陸上大会の指導等を行います。こどもの体育活動の指導をサポートするため、地域在住の指導者を養成して小中学校に派遣します。こどもや教職員の健康診断や感染症予防等を行い、健康増進を図ります。	健康スポーツ課	地域のスポーツ団体と連携し、競技スポーツの普及に向けた取組を支援する。
			学校教育課	学校の求めに応じて、講習を受けた地域の指導補助者を派遣し、部活動等の指導を充実させる。健康診断を通して、こどもや教職員の健康状態を把握し、疾病疾患の早期発見に努める。
(2) 居場所づくり				
53	放課後児童クラブ (学童保育)の環境 整備	保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。クラブ運営支援・多様化するニーズを満たせるような環境整備、クラブのあり方を検討します。放課後児童クラブの支援員の認定資格研修や資質向上のための研修を支援して、専門性の向上と担い手確保を図ります。	こども政策課	利用者が年々増加傾向にある中、各クラブの運営状況や環境を考慮して、保護者の負担軽減や安定的なクラブ運営、健全な児童の育成が図れるよう支援する。
			教育総務課	放課後等に小学校の施設等を利用しているが、利用している小学校施設の一部については老朽化は激しく、雨漏りなど施設修繕に係る相談が寄せられている。予算の範囲内であるが、緊急性など優先順位をつけたうえで対応にあたる。
54	放課後子供教室や 公共施設等の活用	公民館等の公共施設や学校の余裕教室等を活用して、地域住民と連携した、こどもの居場所を提供します。こども・若者の意見を広く聴きながら公園やJR君津駅周辺のまちづくりを検討します。	こども政策課	こども・若者の意見を収集して、活用が希望される施設、連携が期待できる事業（人）を整理するとともに、意見を反映したこどもの居場所づくりを検討する。
			障がい福祉課	日中一時支援事業等を活用して、障がいのある方の日中の居場所の確保や日中活動を支援します。
			建設計画課	JR君津駅周辺における、空き家、空き店舗、空き地の増加、駅利用者の減少などの課題を解決するため、行政と民間が連携してまちづくりを進め、便利で賑わいのある持続可能なまちづくりを目指す。
			地域づくり課	関係団体が活動する上での支援（活動についての情報発信、市民活動に係る情報提供等）を行う。
			生涯学習文化課	放課後の学校施設を活用して、地域の方々からの協力を得ながら子供が安全で健やかに過ごせる居場所づくりを目指す。
(3) 心身の健康等についての情報提供				
55	性に関する教育の 普及啓発	こどもとその保護者等を対象に、エイズ・性感染症に関する正しい情報発信と健康教育の普及啓発を行います。予期せぬ妊娠や性と健康に関するリーフレット等を配布して、男女ともに性に関する正しい知識を身に付けるブレコンセプションケアを推進します。	こども家庭センター	ホームページを作成し健全な性に関する正しい知識の普及を行う。
			学校教育課	外部講師を招聘しての講演会や保健の授業を通じて、命の大切さや性への正しい知識を保護者や児童生徒に伝えていくよう努める。
(4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育				
56	主権者教育の推進	成年年齢である18歳に達したことで新たに生じる権利や影響、民主主義や選挙の意義等を学ぶ指導を行います。	選挙管理委員会事務局	まちづくりふれあい講座や各種啓発物配布等を通じて、主権者教育を推進する。
57	消費者教育の推進	こども・若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、啓発冊子の配布や各種講座への講師派遣等を通じて、消費者教育を推進します。	市民生活課	啓発冊子の配布や各種講座への講師派遣などを通じて、こどもや若者に向けた消費者教育を推進する。
(5) いじめ防止				
58	いじめの撲滅	こども・若者の指導上の様々な問題に対して、指導対策を考えて実践します。各学校で実施している君津市いじめ実態把握調査や、国や県の資料等を活用します。「いじめは絶対に許されない行為」であることを広く周知して、社会全体で多様性を尊重する人権意識を養っていきます。	学校教育課	各学校で組織する生徒指導部会やいじめ問題対策組織等を中心に、各種調査や教育相談により、積極的に実態把握に努めるとともに、実態に基づいた対応を組織的に行う。また、君津市中学校合同生徒会の取組と連携し、全体でいじめ未然防止活動を行う。
59	いじめの早期発見 と対応	日常のコミュニケーションを通じて、こどもの諸問題を早期に発見し、スクールソーシャルワーカー等と連携して問題解決を図ります。	学校教育課	スクールカウンセラーや県スクールソーシャルワーカーおよび市スクールソーシャルワーカーと連携し、綿密な情報共有を図るとともに、児童生徒が抱える問題の早期発見・早期対応に努める。

令和7年度 君津市こども計画 取組目標

資料1-2

計画 No	事業名等	君津市こども計画の取組内容 (令和7年度～令和11年度)	担当部署	令和7年度
				取組目標
(6) 不登校のこどもへの支援				
60	不登校のこどもをサポート	教育支援センターきみつメイトを運営して、不登校状態が長期化しているこどもの自立性の育成や人間関係の改善を図ります。学習機会や文化・芸術体験の提供や集団生活への適応力を養うことにより、社会的自立を目指します。	学校教育課	不登校児童生徒の社会的自立に向けて、教育支援センターでは体験活動なども取り入れながら、学校と連携して児童生徒を支援していく。
(7) 校則の見直し				
61	校則の運用方法を考える	こども・若者や保護者、教師、地域社会等、様々な立場からの意見を取り入れて、各学校が必要に応じて校則の見直しを進めます。公平性や多様性を尊重して、校則の目的が「こどもの安全と成長を支えるもの」であることを明確にしながら社会の変化や技術の進歩に合わせたルールを考えます。	学校教育課	各学校の実態に応じて、こどもが校則について協議する機会を設けたり、こどもや地域、保護者等から意見を収集したりするなど、こどもの健全育成を目的とした校則の見直しについて、適宜取り組む。
(8) 体罰や不適切な指導の防止				
62	体罰と不適切指導の撲滅	学校生活上での体罰やハラスメント防止に関するリーフレット等を配布して、こども・若者が法的知識を学ぶ機会を提供します。ハラスメントに関する相談を受け付け、問題の早期発見と根絶に向けて取り組みます。教職員向けの研修を行い、教職員の意識改革を促します。	学校教育課	各種ハラスメントや体罰の根絶に向けて、市内全小中学校の研修状況について実態を把握する。（年度始め：不祥事根絶に向けた「年間計画」及び「全体計画」の提出、毎月：研修報告の提出）
(9) 高校中退の予防、高校中退後の支援				
63	高校中退の予防と中退後支援	高校中退の予防として、必要に応じて、千葉県教育委員会や学校と連携を取り、適切なサポートにつなげます。関係機関と連携した相談窓口で心配ごと等を聴き必要な支援へとつなげます。高校を中退した方に対しては、奨学金制度や就学支援金の案内、ハローワークや職業訓練校が行う、就労サポートの周知等を行います。	経済振興課	HPやSNS等を活用し、就労支援に係る情報の周知を図る。
			学校教育課	中学校と連携を図りながら、進路指導のサポートをしていく。
青年期				
(1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実				
64	地域を学ぶ機会の創出	市民団体が主催する集会等に市職員が講師として出向き、市政の説明や専門知識を生かした実習を行う「まちづくりふれあい講座」を通じて、市政に関する理解を深め、生涯学習の機会を創出します。市内在住・在学の高校生や大学生等を対象に、君津の魅力の再発見や郷土愛を深めるためのイベント等を開催します。市では、大学生や専門学校生等のインターンシップを積極的に受け入れ、若者が地域社会や行政の仕組みを学び、実務経験を積む機会を提供します。	人事課	大学生や専門学校生等のインターンシップを積極的に受け入れるとともに、中学生を対象とした職場体験を通じて、職業魅力の発信に努める。
			政策推進課	松本ピアノを活用した体験イベントの開催や発信を通じて、若者に地域の魅力を伝え、郷土愛の醸成と主体的な地域参画の促進を図る。
			生涯学習文化課	まちづくりふれあい講座や各種啓発物等を通じて、こども・若者の権利について周知を行う。
65	図書館サービスの充実	社会情勢の変化や市民ニーズを的確に把握した図書館資料を収集して、市民が必要とする情報を入手しやすい環境づくりと学びの場を提供します。図書館サービスのデジタル化を推進して、図書館の利便性向上を図ります。	中央図書館	子どもの年齢に応じた本の情報発信や、図書館のオンライン検索システムの機能拡張による利便性の向上により、図書館サービスの充実を図る。
66	奨学金の貸付	経済的理由により進学が困難な学生を支援するため、大学、短期大学、専修学校（専門課程）に入学が決定、または在学している方へ奨学金貸付を実施します。将来の返還を前提に無利子で貸付を行い、対象者の学業継続を支援して、学びの機会を保障する取り組みを推進します。	教育総務課	経済的な理由で進学が困難な学生や保護者に対し丁寧な説明や制度の周知をすることで支援につなげる。HPや広報での周知を続けることにより奨学金の利用の促進と、制度への市民の理解につなげ利用しやすい環境整備に努める。
67	高速バス通学の学生への定期代補助	高速バスを利用して県外の大学等へ通学する学生に対して、定期代の一部を補助します。通学支援を行い、学生が安心して学業に専念できる環境づくりと定住意欲や郷土愛の醸成を図ります。	企画調整課	高速バスで通学する学生を支援することで、多様な通学手段を確保します。また、市の行事や地域活動への参加、SNSで君津をPRするなどの取組を通じ、定住意欲や郷土愛の醸成を図ります。
(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定				
68	働き手のワークライフバランスをサポート	働き手が様々な事情に応じ、多様な働き方を選択できる「働き方改革」の実現に向け、周知啓発に努めます。君津市産業支援センターを通じ、中小企業者や創業希望者が抱える様々な課題の早期解決を支援して、市内で活動する中小企業の経営の安定化を図ります。	経済振興課	君津市産業支援センターの情報をHPやSNS等を活用し、周知を図る。相談があった場合には、産業支援センターへ取り次ぎ、中小企業者等が抱える課題の解決に向けて支援を図る。
69	働きやすい環境づくり	君津版ハローワーク「きみジョブ」を通じて、求職者への就労支援と企業等に対する雇用支援を推進します。市の特徴的な産業や地域に密着した中小企業等の仕事内容や職場の雰囲気、待遇等の情報を地元で働くメリットと併せて広く発信することで若者の地元定着と中小企業等の雇用対策を図ります。	経済振興課	きみジョブ相談員による職業相談や就職斡旋により、市内の就労支援を推進する。「君津市企業ガイドブック」を作成・発信し、若者の地元定着と中小企業等の雇用対策を図る。

令和7年度 君津市こども計画 取組目標

資料1-2

計画 No	事業名等	君津市こども計画の取組内容 (令和7年度～令和11年度)	担当部署	令和7年度
				取組目標
70	住まいに関するサ ポート	ライフステージ上の重要な転機となる住まいの決定において、若者世帯が将来にわたり君津市に住みたい、住み続けたいと思ってもらえるよう、住宅の購入等に関する支援を行います。	建築課	中古住宅取得補助事業について、市ホームページや広報きみつ、自治会回覧による周知のほか、不動産関連団体に対しても周知の協力を依頼することで、制度が活用されるよう取り組む。
(3) 結婚を希望する方への支援				
71	結婚を希望する方 への支援の推進	結婚を希望する方の相談対応やマッチング、婚活イベント等を通じた出会いの場・機会の創出、近隣市との連携により結婚支援に関する取り組みを推進します。	市民生活課	結婚相談の周知を行い、引き合わせ率を高める。婚活イベントでは、様々な取り組みを行い、最小費用で最大の効果が得られるようにする。
(4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実				
72	ひきこもりに関する 相談・支援	生活と仕事に関する様々な困りごとがある方に対して「福祉相談支援センターきみつ」の相談支援員が自立するための支援を寄り添いながら行います。ひきこもり状態にある本人や家族等からの電話相談に応じる千葉県ひきこもり地域支援センターのひきこもり電話相談の周知や各種相談の受付を行い、医療・保健・福祉・教育・就労等の適切な支援機関につなげます。	厚生課	ひきこもり等自ら支援を求めない方に対してアウトリーチ等を活用し、必要な支援につなげる。
			障がい福祉課	関係機関と連携しながら、ひきこもりの把握や支援に取り組めます。
			市民生活課	ひきこもりに関する相談を適切な支援機関へつなげる。
			こども家庭センター	保護者や児童の話に丁寧に耳を傾け、状況に応じた最適な支援機関へ案内する。
3 子育て当事者への支援に関する重要事項				
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減				
73	幼児期から学童 期・思春期までの 負担軽減	こどもの幼児教育・保育を上限額の範囲で無償化して、保護者負担の軽減を図ります。私立幼稚園の施設・研修・教材費の補助を行い、保護者負担の軽減と幼児教育の振興を図ります。3人目のこども以降の学校給食費の無償化により、保護者負担軽減を図ります。	保育課	幼児教育・保育の無償化、第3子以降の副食費の無償化、私立幼稚園の振興費補助を行うことで、保護者の負担を軽減する。
			学校給食共同調理場	物価高騰が続く状況を踏まえ、多子世帯に対する家計負担の軽減を図るため、県の補助金を活用した、第3子以降給食費無償化を実施するとともに、食材料費の高騰分を市が負担することで、給食費の値上げをせず、適正な質や量を保った学校給食の提供に努めていく。
74	医療費助成と児童 手当の給付	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、高校生年齢までのこどもを対象に医療費の助成を行います。高校生年齢までのこどもを養育している方に、児童手当を支給して、生活の安定と次代の社会を担うこどもの健やかな成長をサポートします。	こども政策課	高校生年齢までの保険が適用する医療費(高額医療費は除く)を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。また、児童手当の支給により、生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成及び資質向上を図る。
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援				
75	きみぴよんの活用	君津市マスコットキャラクターきみぴよんを活用して、郷土愛の醸成やイメージアップを図ります。イラストの利用促進や各種イベントへの着ぐるみの貸出や派遣を通じて、社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成と、市の子育て施策を推進します。	政策推進課	きみぴよんのイラスト活用や、着ぐるみ貸出を通して、子育て家庭を応援する機運や郷土愛の醸成を図る。
76	子育て支援セン ターの運営	子育ての不安や悩み等の相談の場や、子育て中の親子が集う場として、子育て支援の拠点となる施設「地域子育て支援センター」を運営します。地域子育て支援センターに子育ての専門知識等を持つ専任の職員や市民サポーターを配置して、乳幼児親子のふれあいや子育て関連講座の開催、こどもの居場所の提供と交流事業を実施します。	保育課	利用者ニーズの把握により子育て支援センターの運営を充実させるとともに、イベント等を周知することで利用人数の増加を図る。
			生涯学習文化課	地域子育て支援センターに専門的知識を持つ職員を配置し、子育てについての専門知識等を持つ市民の育成をします。
77	アウトリーチ型支 援	市独自のアウトリーチ型支援として「赤ちゃん応援バック事業」を実施します。出生時にきみぴよん特製ダンボールで出生祝い品を送付するほか、保育士資格や子育て経験のある訪問員が、毎月、0歳児がいる家庭を訪問して、紙おむつなどの育児用品を届けながら、困りごとや悩みごとの聞き取り、子育てに関する情報提供などを行い、子育て家庭の経済的・精神的負担の軽減を図ります。	こども政策課	引き続き、紙おむつなどの育児用品を届けながら、困りごとや悩みごとの聞き取り、子育てに関する情報提供などを行い、子育て家庭の経済的・精神的負担の軽減を図る。
78	子育て支援イベン トの開催	同じ地域の親子が交流して、つながりをつくれるよう交流イベントを開催します。絵本の読み聞かせや管理栄養士による離乳食に関する情報提供などのほか、親子同士の交流の時間をつくることで、子育て世帯のコミュニティの輪を広げ、孤立の防止を図ります。また、地域や市内企業と連携したイベントを開催して、社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成します。	こども政策課	生後3か月以上の0歳児と養育者を対象にした交流イベント「ひよこの気持ちルーム」を居住地区ごとに年1回開催し、養育者同士横の繋がりを深め、孤立の防止を強化する。
			保育課	子どもの発育・発達に沿った情報提供を行うことで、子育て世帯を支援する。
			中央図書館	同世代の親子との交流を深め、参加者同士がつながりを持てるようなイベントを開催する。
79	地域とともにある 学校づくり	学校と地域住民らが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールを推進して「地域とともにある学校」づくりを推進します。	生涯学習文化課	学校と地域住民らが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールを推進して「地域とともにある学校」づくりを推進します。

令和7年度 君津市こども計画 取組目標

資料1-2

計画 No	事業名等	君津市こども計画の取組内容 (令和7年度～令和11年度)	担当部署	令和7年度
				取組目標
(3) 共働き・共育での推進・拡大				
80	男女共同参画社会 実現に向けた意識 づくり	男女が共に働きながら安心して子育てができる社会を構築するため、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動を推進します。特に女性がライフステージの変化に左右されず活躍できる環境づくりを支援します。	市民生活課	ワークライフバランスの推進等を啓発するチラシを作成し、市ホームページ等を活用した啓発を行う。また、市内企業等における女性の活躍を推進するため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援アドバイザーを派遣する。
81	ひとり親家庭の自 立支援	ひとり親の家庭生活の安定と向上、社会的自立を促すため、就労や貸付等の相談支援、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支給、養育費の確保支援、児童扶養手当の給付、医療費助成を行います。ひとり親世帯等のこどもに対して、基本的な生活習慣の習得や学習支援、居場所の提供等を行います。	こども政策課	父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長、福祉の増進と学習支援及び居場所の確保を図ります。
			こども家庭センター	ひとり親家庭の自立支援に向け、就労相談や給付金の支給、養育費の確保支援などを通じて、生活の安定と社会的自立を継続的に支援する。

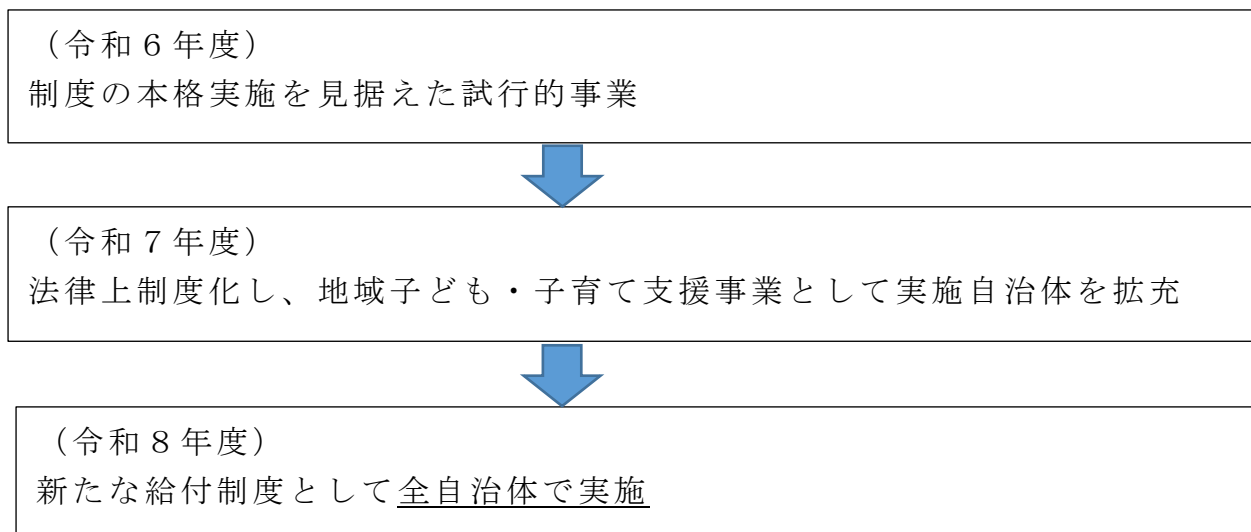
こども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準について

1 制度創設の背景

国は、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）において、0～2歳児までの約6割を占める未就学児を含めた子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があることから、全ての子育て家庭を対象とした多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」を創設することとした。

令和8年度からは全自治体にてこども誰でも通園制度が実施される。

【国が示したスケジュール】



2 制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる事業

対象者	保育施設等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童
利用時間	月10時間
利用料金	こども一人1時間あたり300円程度が標準

3 こども誰でも通園制度に係る条例整備について

こども誰でも通園制度は、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、市町村による認可事業として位置付けられた。

民間事業者は、市町村による「認可」を受けることで事業を実施することができ、さらに給付対象事業者として「確認」を受けることで国が定める価格に基づく給付を受けることができる。

(1) 認可に係る基準について

こども誰でも通園制度については、その設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされており、市町村が当該条例を定めるにあたっては、内閣府令で定める基準（以下、「国基準」という。）をもとに定めるものとされている。

国基準は、次の2つに分類される。

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

(2) 認可基準条例の内容について

条例の制定においては、国基準における「従うべき基準」と「参酌すべき基準」と異なる基準とする特別な事情はないことから、国の基準と概ね同じ内容とすることとしたい。

【条例（案）の規定内容】

主な事項	基準
事業者の一般原則 <u>参酌すべき基準</u>	【暴力団排除】 独自の基準 乳児等通園支援事業者は、君津市暴力団排除条例に規定する暴力団であってはならない 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業から暴力団を排除するため必要な措置を講ずるものとする

非常災害対策 参酌すべき基準	避難及び消火に対する訓練は少なくとも毎月一回は、行わなければならない
安全計画の策定等 従うべき基準	乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該事業所での生活その他の日常生活における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないなど
自動車を運行する場合の所在の確認 従うべき基準	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業外での活動、取組等の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、ブザー等の見落としを防止する装置を備えなければならないなど
職員の一般的条件 参酌すべき基準	乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない 【暴力団排除】 独自の基準 乳児等通園支援事業者の職員は、君津市暴力団排除条例に規定する暴力団員等であってはならない
利用乳幼児を平等に取り扱う原則 従うべき基準	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する経費を負担するか否かによって、差別的扱いをしてはならない
虐待等の防止 従うべき基準	乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、暴行・わいせつ行為等の利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない
衛生管理等 参酌すべき基準	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないなど
食事 従うべき基準	乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない
内部の規程 （重要事項） 参酌すべき基準	乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない

	一事業の目的及び運営の方針 二その提供する乳児等通園支援の内容 三職員の職種、員数及び職務の内容 四乳児等通園支援を行う日及び時間並びに行わない日 五保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 七乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 八緊急時等における対応方法 九非常災害対策 十虐待の防止のための措置に関する事項 十一その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
帳簿 参酌すべき基準	乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない
秘密保持等 従うべき基準	乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならないなど
苦情への対応 参酌すべき基準	乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないなど
設備基準（乳児室・ほふく室）	一般型 参酌すべき基準（調理設備に係る部分以外） 【0～1歳児】 乳児室：1.65㎡/人 ほふく室：3.3㎡/人 【2歳児以上】 保育室又は遊戯室：1.98㎡/人 余裕活用型 従うべき基準 各施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所等）の国基準を遵守
人員配置基準 従うべき基準	一般型 0歳3：1、1～2歳6：1（子ども：職員） ・事業に従事する職員として乳児等通園支援従事者（保育士、子育て支援員等）を配置し、そのうち半数以上は保育士とすること ・乳児等通園支援従事者の数は、事業所1につき2名を下ることはできない

	※保育所等と一体的に事業を実施する場合等における基準の緩和規定有り
	余裕活用型 各施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所等）の国基準を遵守
乳児等通園支援の内容 従うべき基準	乳児等通園支援は、国が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない
保護者との連絡 参酌すべき基準	保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等について、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない

(3) 確認に係る基準について

事業者が給付を受けるための基準（確認基準）について、認可に係る基準と同様に、市町村は国の基準に沿って条例を制定する必要がある。国の基準は、11月に公布が予定されている。

4 今後のスケジュール

- 令和7年11月 内閣府令（確認基準）の公布
 - 子ども・子育て会議
 - －確認基準の審議
 - 令和7年第4回定例会
 - －認可基準条例案及び確認基準条例案提出
- 令和8年 3月 子ども・子育て会議
 - －量の見込み・確保方策の設定（君津市こども計画の修正）
 - －事業者の認可・確認
- 令和8年 4月 事業開始

※国の動向を踏まえ、スケジュールは変更となる場合があります。